

令和元（2019）年度
自己点検評価報告書

令和2（2020）年6月
京都芸術大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	P. 1
II. 沿革と現況	P. 2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	P. 10
基準 1. 使命・目的等	P. 10
基準 2. 学生	P. 15
基準 3. 教育課程	P. 37
基準 4. 教員・職員	P. 56
基準 5. 経営・管理と財務	P. 63
基準 6. 内部質保証	P. 70
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	P. 75
基準 A. 教育力向上を目的とした産学公連携 PBL 型教育カリキュラム	P. 75

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 京都芸術大学の建学理念と使命・目的

本学は、「藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的」として設立された。物質的発展の影で人間の尊厳が見失われてきた現代文明の矛盾に対する反省と苦悩がその根底にある。

建学の理念と使命・目的は、以下の通り定めて本学ホームページに掲載し、広く公開している。

建学理念

芸術と哲学によって、新しい人間観、世界観の創造を目指す。

使命・目的

芸術を学ぶ者たちが、来るべき文明の姿を思い描き、人類危機の時代を克服するという強い意志をどう身につけるか。そしてまた、他者の痛み想像力を働かせ、多くの人々の幸せのために芸術の力を用いる姿勢をどう培うか。すなわち、良心をもって社会を変革する芸術家魂をどう育てるか。

藝術立国とは、藝術立国を担う人間の成長にほかならない。芸術文化を原動力とする文明への展望と、人類と自然への深い愛情に満ちた哲学を持った人間を輩出する。それこそが、本学の最も重要な使命である。

また、使命・目的については「京都芸術大学学則」第1条において以下のように定めている。

京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする。

—「京都芸術大学学則」第1条—

2. 本学の個性・特色等

本学は開学以来、芸術による教育研究活動に取り組んできた。そのなかで特に次の2点に本学の強い個性と特色があらわれている。

① 社会と結びつく芸術大学

本学の教育研究の大きな特徴の一つは、大学院、芸術学部とも通信教育課程を併設し、世代を越えて社会人にも広く芸術の学習機会を提供している点にある。「芸術立国」という使命・目的を実現するためには、多地域にわたる多世代を巻き込むことが重要であり、平成10(1998)年度の通信教育課程の開設は、多くの人々に芸術教育に触れる機会を提供し、本学の芸術運動を日本全国へと行き渡らせる効果を生んでいる。

通学課程においては、平成30(2018)年度に、大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、全13学科の教育目標(育成する人材像)及びディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針)を一部改定し、各学科のカリキュラムを変更した。進路の質的転換を図ることを目的に、全学共通科目の精選及び統合、初年時からのキャリア教育・産学公連携科目の拡充を行い、広く社会に参画できる学生を育成する芸術大学として本学の使命・目的の実現に取り組んでいる。

② 国際的歴史文化都市 京都に立地する地域・世代を超えた交流拠点

本学は、京都という国際的歴史文化都市の風土と文化を基盤に、芸術文化の探究と実践を通じて芸術教育を推進してきた。京都の豊かな自然と多くの歴史・文化遺産を教材として、歴史遺産、美術工芸、環境デザイン等の諸学科はもとより、教養教育においてもそれらを最大限に活かす教育プログラムを展開させている。平成12(2000)年に発表した『京都文藝復興』では、国際的歴史文化都市、京都を基盤とした21世紀の文化環境の保全と創造、ひいては芸術文化による日本の再生を提言した。芸術文化を通じて、地域・世代を越えて、一人ひとりが創造力を発揮できる社会へと変革するための新たな拠点となるため、取り組みを継続している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和52(1977)年4月	京都芸術短期大学造形芸術学科設置(入学定員175人)
昭和54(1979)年4月	京都芸術短期大学専攻科設置
昭和56(1981)年4月	京都芸術短期大学造形芸術学科収容定員変更(絵画・工芸専攻入学定員100人、デザイン専攻入学定員180人)
昭和58(1983)年4月	京都芸術短期大学専攻科を2年制に変更
昭和60(1985)年4月	京都芸術短期大学造形芸術学科映像専攻設置、デザイン専攻定員変更(映像専攻30人、デザイン専攻入学定員180人→150人)
昭和62(1987)年4月	京都芸術短期大学専攻科映像専攻設置、専攻名称変更 (映像専攻10人、絵画・工芸専攻→美術専攻)
平成3(1991)年4月	京都造形芸術大学芸術学部設置(入学定員100人) 京都芸術短期大学造形芸術学科定員変更 (入学定員490人→440人)

京都芸術大学

- 平成 5 (1993) 年 4 月 京都芸術短期大学専攻科が学位授与機構の認定校となる
- 平成 7 (1995) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部定員変更
(入学定員 100 人→130 人、編入学定員 15 人)
京都芸術短期大学造形芸術学科定員変更
(入学定員 440 人→410 人)
- 平成 8 (1996) 年 4 月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科 (修士課程) 設置
(入学定員 15 人)
- 平成 10 (1998) 年 4 月 京都造形芸術大学通信教育部芸術学部設置 (入学定員 300 人)
- 平成 12 (2000) 年 4 月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻 (修士課程) を募集停止し、芸術文化研究専攻 (修士課程、入学定員 8 人)、芸術表現専攻 (修士課程、入学定員 17 人) を設置
京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻 (博士課程、入学定員 7 人) 設置
京都造形芸術大学芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科及び京都芸術短期大学を募集停止し、芸術学部に芸術文化学科、歴史遺産学科、映像・舞台芸術学科、美術・工芸学科、空間演出デザイン学科、情報デザイン学科、環境デザイン学科を設置 (入学定員 521 人、編入学定員 50 人)
- 平成 13 (2001) 年 12 月 京都芸術短期大学の廃止認可
- 平成 16 (2004) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部芸術文化学科を廃止、芸術表現・アートプロデュース学科を設置
大学院修士課程入学定員変更 (芸術文化研究専攻入学定員 8 人→12 人、芸術表現専攻入学定員 17 人→38 人)
- 平成 18 (2006) 年 3 月 京都造形芸術大学芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科を廃止
- 平成 19 (2007) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部に映画学科、舞台芸術学科、こども芸術学科、キャラクターデザイン学科を設置
映像・舞台芸術学科の学生募集停止
美術・工芸学科を美術工芸学科に名称変更
芸術学部定員変更 (入学定員 445 人→655 人、編入学定員を 2 年次と 3 年次に分け、50 人→53 人)
通信教育部芸術学部定員変更 (入学定員 300 人→650 人、編入学定員を 2 年次と 3 年次に 700 人)
京都造形芸術大学大学院芸術研究科 (通信教育) 芸術環境専攻 (修士課程、入学定員 80 人) を設置
- 平成 23 (2011) 年 4 月 京都造形芸術大学芸術学部に文芸表現学科、プロダクトデザイン学科、マンガ学科を設置
芸術学部定員変更 (入学定員 655 人→694 人、編入学定員 2 年次 20 人→10 人、3 年次 33 人→26 人)
- 平成 24 (2012) 年 4 月 京都造形芸術大学大学院芸術研究科修士課程入学定員変更
(芸術表現専攻 38 人→48 人)

京都芸術大学

平成 25 (2013) 年 3 月	京都造形芸術大学芸術学部映像・舞台芸術学科を廃止
平成 25 (2013) 年 4 月	通信教育部芸術学部芸術教養学科を設置 (入学定員 230 人)
平成 26 (2014) 年 4 月	京都造形芸術大学芸術学部定員変更 (入学定員 694 人→718 人) 芸術表現アートプロデュース学科をアートプロデュース学科に名称変更
平成 27 (2015) 年 4 月	京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術文化研究専攻 (修士課程)、 芸術表現専攻 (修士課程) を募集停止し、芸術専攻 (修士課程、入 学定員 63 人) を設置
平成 28 (2016) 年 4 月	芸術学部定員変更 (入学定員 718 人→732 人、編入学定員 2 年次 10 人→0 人、3 年次 26 人→13 人) 通信教育部芸術学部定員変更 (入学定員 710 人→650 人、編入学定 員 2 年次 220 人→30 人、3 年次 275 人→930 人)
平成 29 (2017) 年 6 月	芸術学部定員変更 (入学定員 732 人→910 人)
令和元 (2019) 年 4 月	京都造形芸術大学附属高等学校設置 認可保育園こども芸術大学設置
令和元 (2019) 年 8 月	大学名称の変更届出 (京都造形芸術大学→京都芸術大学)

2. 本学の現況

・大学名

京都芸術大学

・所在地

京都府京都市左京区北白川瓜生山 2-116 (瓜生山校地)

京都府京都市左京区田中高原町 25 (高原校地)

京都府京都市左京区北白川上終町 4 (上終校地)

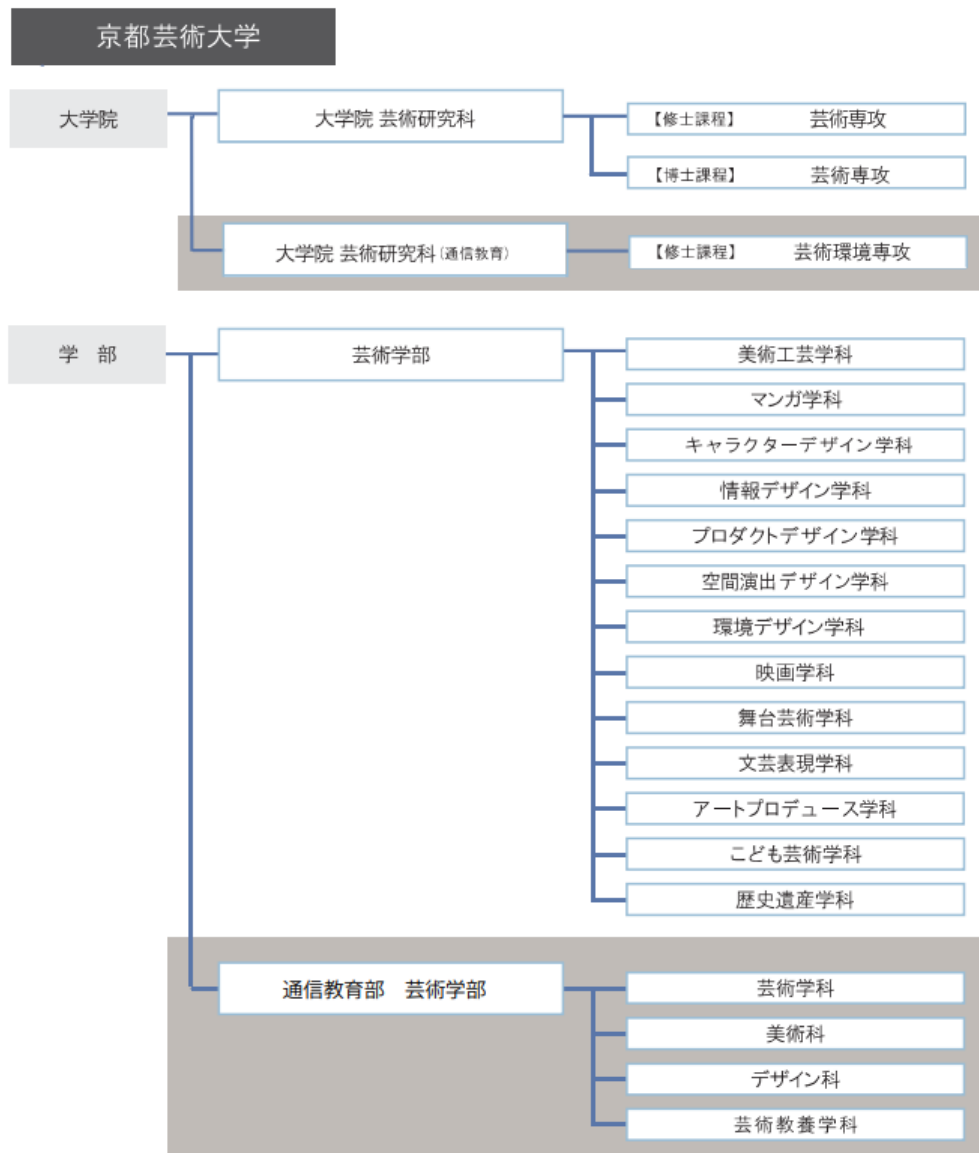
京都府京都市左京区岩倉花園町 608-1 (岩倉グラウンド)

東京都港区北青山 1-7-15 (外苑キャンパス)

大阪府大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル 5 階 (大阪サテライトキャンパス)

・学部、研究科の構成

京都芸術大学 組織図



・学部構成

① 学部の構成

平成 26～31 (2014～2019) 年度入学生

学部	学科
芸術学部	美術工芸学科／マンガ学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科／プロダクトデザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／舞台芸術学科／文芸表現学科／アートプロデュース学科／こども芸術学科／歴史遺産学科

平成 23～25 (2011～2013) 年度入学生

学部	学科
芸術学部	美術工芸学科／マンガ学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科／プロダクトデザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／舞台芸術学科／文芸表現学科／芸術表現・アートプロデュース学科／こども芸術学科／歴史遺産学科

平成 19～22 (2007～2010) 年度入学生

学部	学科
芸術学部	美術工芸学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／舞台芸術学科／芸術表現・アートプロデュース学科／こども芸術学科／歴史遺産学科

② 大学院芸術研究科の構成

平成 30 (2018) 年度入学生

研究科	専攻
芸術研究科	芸術専攻 (修士課程)
	芸術専攻 (博士課程)

③ 通信教育部芸術学部の構成

学部	学科
通信教育部芸術学部	芸術教養学科／芸術学科／美術科／デザイン科

④ 大学院芸術研究科 (通信教育) の構成

研究科	専攻
芸術研究科 (通信教育)	芸術環境専攻 (修士課程)

京都芸術大学

- ・ 学生数、教員数、職員数
 学生数（学部、研究科等を含む）、教員数（専任教員、助手及び兼任教員数の現員）

① 芸術学部の学生数

令和元年（2019）年5月1日現在

学部	学科	在籍学生数					備考
		1年次	2年次	3年次	4年次	計	
芸術学部	美術工芸学科	194	195	165	120	674	
	マンガ学科	56	55	54	37	202	
	キャラクターデザイン学科	95	99	89	72	355	
	情報デザイン学科	195	184	140	119	638	
	プロダクトデザイン学科	50	49	50	43	192	
	空間演出デザイン学科	64	61	59	53	237	
	環境デザイン学科	56	57	56	59	228	
	映画学科	83	78	73	76	310	
	舞台芸術学科	64	62	53	42	221	
	文芸表現学科	50	41	42	41	174	
	アートプロデュース学科	35	28	27	21	111	
	こども芸術学科	29	30	29	18	106	
	歴史遺産学科	40	33	30	36	139	
合計		1,011	972	867	737	3,587	

② 大学院芸術研究科の学生数

令和元年（2019）年5月1日現在

研究科	専攻	在籍学生数							備考
		修士課程			博士課程				
		1年次	2年次	計	1年次	2年次	3年次	計	
芸術研究科	芸術専攻（修士課程）	78	82	160	/	/	/	/	
	芸術専攻（博士課程）	/	/	/	8	7	8	23	
合計		78	82	160	8	7	8	23	

① 通信教育部芸術学部 の在籍者数

令和元（2019）年5月1日現在

学部	学科	在籍学生数					備考
		1年次	2年次	3年次	4年次	計	
通信教育部 芸術学部	芸術教養学科	198	288	501	1,255	2,242	
	芸術学科	127	72	367	733	1,299	
	美術科	128	119	378	1,119	1,744	
	デザイン科	181	148	528	1,281	2,138	
合計		634	627	1,774	4,388	7,423	

② 大学院芸術研究科（通信教育）の学生数

令和元（2019）年5月1日現在

研究科	専攻	在籍学生数			備考
		1年次	2年次	計	
芸術研究科 （通信教育）	芸術環境専攻 （修士課程）	87	105	192	
合計		87	105	192	

京都芸術大学

教員数

令和元（2019）年5月1日現在

学部・研究科	学科・専攻	専任教員数					助手	兼任
		教授	准教授	講師	助教	計		
芸術学部	美術工芸学科	19	9	7	0	35	0	74
	マンガ学科	3	3	2	0	8	0	12
	キャラクターデザイン学科	4	4	0	0	8	0	26
	情報デザイン学科	10	7	6	0	23	0	48
	プロダクトデザイン学科	4	2	0	0	6	0	11
	空間演出デザイン学科	6	5	2	0	13	0	14
	環境デザイン学科	9	3	0	0	12	0	30
	映画学科	6	3	1	0	10	0	7
	舞台芸術学科	3	0	2	0	5	0	21
	文芸表現学科	3	1	2	0	6	0	15
	アートプロデュース学科	2	4	2	0	8	0	9
	こども芸術学科	4	1	3	0	8	0	15
	歴史遺産学科	6	2	1	0	9	0	9
	創造学習センター	9	6	1	0	16	0	67
	芸術教養資格支援センター	2	2	1	0	5	0	13
芸術学部所属他	11	1	2	1	15	0	0	
小計		101	53	32	1	187	0	371
芸術研究科	芸術専攻(博士課程)	0	0	0	0	0	0	0
	芸術専攻(修士課程)	8	1	0	0	9	0	25
小計		8	1	0	0	9	0	25
通信教育部 芸術学部	芸術学科	0	0	0	0	0	0	109
	美術科	0	0	0	0	0	0	98
	デザイン科	0	0	0	0	0	0	106
	芸術教養学科	3	6	0	0	9	0	170
小計		3	6	0	0	9	0	483
芸術研究科 (通信教育)	芸術環境専攻(通信教育)	10	3	0	0	13	0	36
小計		10	3	0	0	13	0	36
合計 (教員実数)		122	63	32	1	218	0	915

※通信教育部芸術学部（但し、芸術教養学科を除く）及び芸術研究科、芸術研究科（通信教育）の教員は芸術学部教員が兼担している。

職員数

令和元（2019）年5月1日現在

職種	専任職員	契約職員	派遣職員	その他	合計
事務職員	90	33	29	66	218

Ⅲ. 自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、『京都文藝復興』『藝術立国—平和を希求する大学をめざして』に掲げる高い理想と志をもって、開学以来、芸術による教育研究活動に取り組んできた。「学校法人瓜生山学園寄附行為」第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定めている。

また、本学の目的及び使命は「京都芸術大学学則」第1条において、「京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする」と定めている。

それを受け本学の教育目標（教育目的）は、「京都芸術大学学士課程は、豊かな想像力をもって新しいもの・ことを創り出す「創造力」と、自立したひとりの人間として他者を肯定しともに生きていく「人間力」を備え、生涯を通して学び続け、社会を変革する新しい価値を発信し続ける人材を育成します。」と定め、『学修ガイドブック』及びホームページ等に掲載している。

使命・目的及び教育目標については、具体的で明確である。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的については、『京都芸術大学を学ぶ』（自校教育教材）を学生全員に配布し、なぜ京都の地に芸術大学が必要であるのか、本学が果たすべき役割は何であるのかについて分かりやすく説明している。大学の教育目標については、学生が身につけるべき2つの力（＜創造力＞＜人間力＞）をキーワード化し、『学修ガイドブック』及びホームページ等に図表等を用いて簡潔に示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

京都という日本を代表する国際的歴史文化都市に立地する芸術大学として、芸術による日本の立国（藝術立国）に寄与することを使命としており、現代文明の矛盾に対する深い反省を根底におき、豊かな教養に支えられた芸術的創造力によって、これらの課題に対応しようとするところに、本学の独自性がある。この使命・目的は、社会と芸術との関わりを重視した特色ある教育プログラムとして具体化されている。

使命・目的は、芸術教育を通じて社会の変革と平和創造への寄与をめざすという点において独自のものであり、京都に立地する芸術大学としての特色を明確に示している。

1-1-④ 変化への対応

平成 30（2018）年度には、芸術学部において、大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、全 13 学科の教育目標（育成する人材像）及びディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）を改定し、それらに基づくものとするために各学科のカリキュラムを変更した。

また、同じく平成 30（2018）年度には、進路の質的向上を図ることを目的に、各学科において精度の高い進路目標として個別の進路パターンを策定。併せて全学共通科目の精選及び統合、初年時からのキャリア教育・産学公連携科目の拡充を行い、建学の理念の実現及び社会からの要請の変化に対応している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学はこれまで建学の理念に基づき、使命・目的及び教育目標を明確に定めてきた。今後も社会の変革に寄与できる大学であり続けるために、時代の情勢を見据えながら、継続的に教育目標の検証を行い、同時に意味・内容の具体性、簡潔性について点検していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の理念は、教育活動はもとより、大学が行うすべての事業の根幹をなしている。そのため、役員及び教職員の十分な理解を得るため、建学の理念、使命・目的及び教育目標をまとめた冊子を全教職員に配布し、4月と10月の年2回、「教職員総会」を開催して学長、副学長等が所信を述べる機会を設けており、その中で使命・目的の共有をはかっている。

令和元（2019）年度は、建学の理念、使命・目的及び教育目標にもとづき策定された芸術学部方針の浸透を目的に、全教員を対象に学部長から説明を行なう機会を設け、建学の理念、使命・目的及び教育目標と学部方針を一貫性・整合性あるものとして共有をはかり、教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学ホームページにおいて「大学の基本使命」「建学の理念」「教育目標」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を掲載し、学内外への周知を図っている。

学生に向けては、『学修ガイドブック』及び『京都芸術大学を学ぶ』（自校教育教材）を学生全員に配布し、本学の建学の理念や沿革、教育目標、教育内容を周知している。初年次生等には、本学の使命・目的を理解するための授業「百科学」を実施している。

また、建学の理念、使命・目的、教育目標をまとめた冊子を入学希望の資料請求者全員に送付しており、建学の理念や教育目標を明示している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期計画

学校法人瓜生山学園の使命・目的である「藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成」に沿って、平成 19（2007）年に、30 年後の将来を視野に入れた長期的なビジョンとして『藝術立国』がまとめあげられた。

現在は、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの 5 年間の計画を示す「学校法人瓜生山学園 Vision2021」を定め、建学の理念に基づいて本学園の Mission（使命）及び Vision（将来構想）を明確にし、5 年間で重点的に取り組むべき目標を明示している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

3つの方針

ディプロマ・ポリシーには「京都芸術大学は、豊かな想像力をもって新しいもの・ことを創り出す<創造力>と、自立したひとりの人間として他者を肯定しともに生きていく<人間力>を備え、生涯を通して学び続け、社会を変革する新しい価値を発信し続ける人材を育成します。」と定めている。

カリキュラム・ポリシーには、「京都芸術大学のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに掲げる<創造力><人間力>、それらを構成する「7つの能力」をバランスよく身につけることができることを方針としています。」と反映させている。

アドミッション・ポリシーにはそれらを実践できる基本的素養として「京都芸術大学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに掲げる<創造力><人間力>、及びそれらを構成する「7つの能力」を身につけようとする意欲と素養を持った人の入学を期待しています。」と定めている。

以上のとおり、3つの方針には使命・目的及び教育目標が反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織

本学の教育研究組織は、通学課程に大学院芸術研究科（1研究科）、芸術学部（13学科）を擁しており、芸術分野を広範に網羅している。さらに通信教育課程に芸術研究科（通信教育）（1研究科）、通信教育部芸術学部（4学科）を擁している。

本学の教育研究組織の最も大きな特徴は、大学院、芸術学部とも、通信教育課程を併設し、世代を越えて広く芸術の学習機会を提供している点にある。各専攻や学科構成は社会情勢の変化に応じて対応しており、大学の沿革に記載しているとおりである。

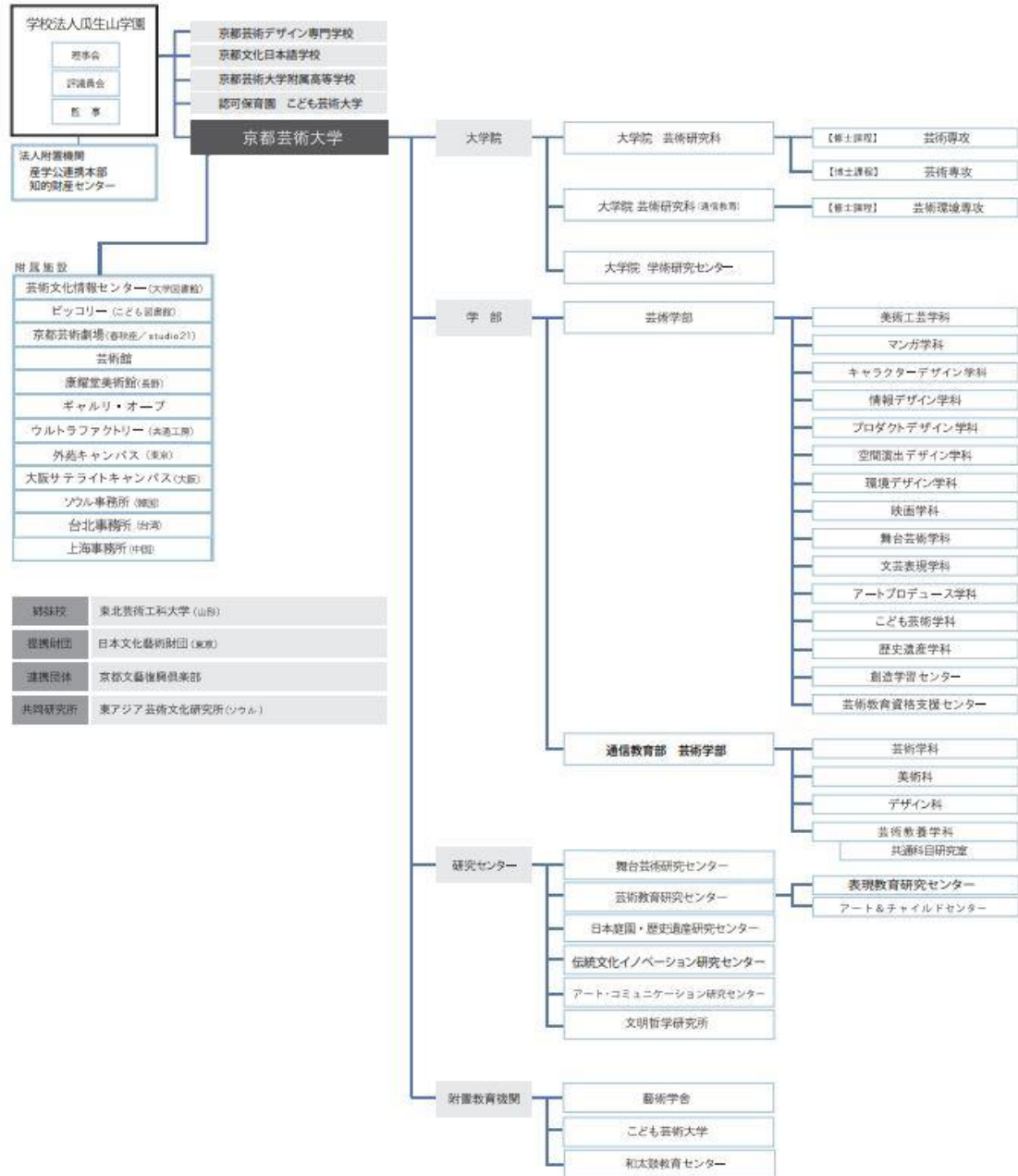
図表 大学組織

芸術学部	美術工芸学科／マンガ学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科／プロダクトデザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／舞台芸術学科／文芸表現学科／アートプロデュース学科／こども芸術学科／歴史遺産学科
芸術研究科	芸術専攻（修士課程）／芸術専攻（博士課程）
通信教育部芸術学部	芸術教養学科／芸術学科／美術科／デザイン科
芸術研究科（通信教育）	芸術環境専攻（修士課程）

一方、使命・目的及び教育目標を達成するためには、社会を変革する人材の育成とともに、社会的課題に向き合う研究機能も重要である。その研究組織として、「舞台芸術研究センター」、「芸術教育研究センター」、「日本庭園・歴史遺産研究センター」、「アートリンクセンター」、「文明哲学研究所」、「伝統文化イノベーション研究センター」等の附置研究機関を設置している。いずれも、本学の使命・目的である「芸術立国」の達成に寄与するため、人類が直面する困難な課題を克服するという理念が根底にあり、その研究活動は、学生の教育とも密接に連携している。

図表 大学組織図

京都芸術大学 組織図



(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目標を実質化していくために、学園中期計画の「学校法人瓜生山学園 Vision2021」を定め、建学の理念に基づいて本学園のMission(使命)及びVision(将来構想)を明確にし、5年間で重点的に取り組むべき目標を明示している。使命・目的・教育目標の実質化のために、「学校法人瓜生山学園 Vision2021」の進捗確認及び検証を組織的に実施し、目標達成を目指す。

[基準1の自己評価]

建学の理念、使命・目的及び教育目標は、具体的に簡潔な表現で明示され、本学の特色を適切に伝えている。役員及び教職員にも毎年継続して浸透をはかると同時に、社会情勢の変化に応じて、内容も常に深化発展がはかられている。

在学生については、『学修ガイドブック』『京都芸術大学を学ぶ』等を通じて周知をはかっており、入学希望者及び広く社会に対しては、ホームページや大学案内、オープンキャンパス等の機会に積極的に発信している。また、教育研究組織についても、理念・目的との整合性をもって構成されている。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通学課程

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーには、「京都芸術大学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに掲げる〈創造力〉〈人間力〉、及びそれらを構成する「7つの能力」を身につけようとする意欲と素養を持った人の入学を期待しています。」と定めており、以下の通り周知している。

通学課程（芸術学部・芸術研究科）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れ方針）を学部及び大学院毎に【図表 2-1-1】のとおり定め、求める学生像を明確に示している。

図表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

芸術学部	<p>本学は「芸術的創造と哲学的思索によって良心を手腕に運用する新しい人間観、世界観の創造」という建学理念を掲げて設立された。この建学の理念から導かれる教育目標を「豊かな想像力をもって新しいもの・ことを創りだす〈創造力〉と、自立したひとりの人間として他者を肯定しともに生きていく〈人間力〉とをそなえ、他者とともに喜びをもって新しい価値を社会に生み出すことのできる創造的人間を育てます」としている。</p> <p>芸術教育は、ともすれば自己表現の達成に重点が置かれがちであるが、社会で通用する人材として活動していくためには、専門的な能力以上に、社会人</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

芸術学部	<p>として求められる基礎力、人間力を身につける必要がある。そのため (1) 芸術によって社会に貢献しようとする高い志と意欲を持ち、(2) 自立した1人の人間として、(3) 他者と協調・協働しながら、(4) 芸術的創造活動を展開できる力を養うことをめざし、学生への徹底を図っている。</p> <p>アドミッション・ポリシーの基本は、このことを実践できる基本的素養を備えた学生を受け入れることにあり、「芸術を学ぶ意欲と社会貢献をめざす高い使命感をもった学生の受け入れ」をアドミッション・ポリシーとして定めた。</p>
大学院 芸術研究科	<p>博士課程</p> <p>(1) 専門領域における広範かつ深淵な知見を有し、かつ新たな価値観の構築にむけて真摯に取り組む姿勢を有していること。</p> <p>(2) 基本的には3年間で日本語による博士論文を完成させうる研究計画と遂行力を有していること。</p> <p>(3) 外国語（基本的に英語）による専門的語学力を有していること。</p> <p>修士課程</p> <p>(1) 豊かな感性と柔軟な思考を有し、学士課程の基礎をふまえ、各自の専門領域を構築して造形思想を深めるための能力を有していること。</p> <p>(2) 芸術に関する基礎的な教養を有し、的確で論理的な思考とコミュニケーションの能力を有していること。</p> <p>(3) 日本語と英語の読解力・表現力を有していること。</p>

本学アドミッション・ポリシーは、以下の方法により入学者へ広く周知している。

- ・『学生募集要項&入試ガイド』において資料請求者全員へ周知
- ・大学WEBサイト『入試情報』ページに掲載
- ・オープンキャンパスや各種説明会、出張講義、特別講座、高等学校訪問等において、教育目標及び教育課程の特色とともにアドミッション・ポリシーについて説明

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

公正かつ妥当な入試を運用するため、入試部長を責任者、アドミッション・オフィスを所管部署として各入学試験を実施している。また、入学試験問題については、専任教員によって構成された「入試出題委員会」が作成及び採点を行っている。

試験当日は入試部長、事務局長、入試出題委員が待機し不測の事態に備えており、アドミッション・オフィスによる運営のもと円滑な試験の実施に努めている。なお、合否判定は学科毎の判定結果をもとに、「代表教授会」の審議を経て学長が合格者を決定している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、全ての入試において、高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力の評価とともに、下記の指標を各入学試験で設定している。

コミュニケーション入学（アドミッション・オフィス型入学試験）

夏期及び秋期の2回実施。それぞれ受験コースの授業を2日間受講する。実際に入学後に指

導する教員陣が、受験コースの施設や設備を使用し、4年間の教育のポイントを課題とした授業を行い、受験生の「探究心」「行動力」「思考力」「発想・構想力」「相互理解力」等を総合的に評価する。

本入学試験は本学の教育内容を深く実体験できる入試内容となっており、本学の入試制度の中でも特色を示す最たるものである。受験生を総合的及び多角的に評価できるため、募集定員を最も大きく設定している。

また、入学予定者は約6ヶ月にわたり入学前学習として「京都芸術大学0年生プログラム」に取り組んでいる。教養基礎、表現基礎等の課題を与え、入学後に必要な基礎力を養っている。平成30年度より、初年次教育との接続を考慮し、入学後継続して取り組む「全国一斉WEB模擬テスト」の受講をプログラムの一貫として課しており、課題の発見、改善ができる環境を整備している。さらに令和元(2019)年度については、「Google classroom」の活用など課題提出方法の見直しをはかり受講生の負担を軽減したことで、学習に集中できる環境を整備した。

公募制推薦入学試験、一般入学試験

実技、小論文、教科試験の3つの入試科目を置き、それぞれ下記の評価基準を持って判定している。

「鉛筆デッサン」：芸術を学ぶ上で必要な基礎力としての「観察力・構成力・表現力」

「小論文」：芸術を学ぶ上での基礎力としての「読解力・論理的思考力・文章表現能力」

「国語・英語」：高校までの基礎学力（基本的知識・文章読解力等）の修得状況

面接型入学試験

平成28(2016)年度から導入。面接等を通して、それぞれ下記の評価基準を持って総合的に判断している。

- ①芸術に限らず、部活動、ボランティアなど情熱を持って打ち込んだものがあるか。
- ②本学で自分を成長させようとする意欲があるか。

大学入試センター試験利用入学試験

芸術を学ぶ上での基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身につけているかを判定する。

外国人留学生入学試験

近年の留学生志願者の増加を鑑み、令和元年度より留学生に適した入試制度を設計。基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力の評価とともに、就学するための十分な日本語能力およびコミュニケーション能力があるかを判定する。

その他の入試

上記の入試以外に、多様な学生を受け入れるために「海外帰国生徒入学試験」「編入学試験(2年次、3年次)」を実施している。

大学院入学試験

大学院の選考は、指定提出物①「小論文（研究計画書）」②「小論文英語要旨」③「論文またはポートフォリオ」と対面型試験の「口述試験」の各評価に基づき総合的に判定している。採点は課題それぞれに複数の教員で対応する担当制で行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学試験毎の志願者比率や入学率データ、辞退者データをもとに合格者数を算出し、入学定員充足率は【図表】のとおりとなっている。近年、辞退率の減少に伴い入学定員充足率が1.1を超える傾向にあったが、教員体制や施設設備の見直しをはかり収容定員増をおこなった平成30年度以降1.07と改善した。

大学院の入学定員充足率は、4年平均で修士課程1.25、博士課程1.06となっており、授業運営に問題がない、適切な数値となっている。

図表 通学定員充足率

学部・研究科	区分	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	4年平均
芸術学部	入学定員	732	732	910	910	
	入学者数	821	927	978	982	
	入学定員充足率	1.12	1.26	1.07	1.07	1.13
芸術研究科 (修士課程)	入学定員	60	60	60	60	
	入学者数	76	68	80	78	
	入学定員充足率	1.26	1.13	1.33	1.30	1.25
芸術研究科 (博士課程)	入学定員	7	7	7	7	
	入学者数	10	5	7	8	
	入学定員充足率	1.42	0.71	1.00	1.14	1.06

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

平成30（2018）年度自己点検評価報告書2-1の改善・向上方策（将来計画）に掲げた「京都芸術大学0年生プログラム」の充実化において学習の改善に努めたが、令和元（2019）年度は大学入試改革に伴い実施期間が短くなることから、課題内容の見直しや提出方法のさらなる改善を実施し、入学後必要な基礎力向上を目指す。

通信教育課程（芸術学部・芸術研究科）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

通信教育課程において、アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針）を定め、学生募集要項及びホームページに明示し、周知している。

アドミッション・ポリシー

<p>通信教育部 芸術学部</p>	<p>芸術学部通信教育部では、芸術やデザインに関心を持ち、それぞれの生きる場 にありながら、柔軟な思考をもって他者と協力して社会に貢献しようとする志 と意欲を持つ人を受け入れています。入学志望者には特に以下の点を期待して います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現代の人間・自然・社会の諸現象について問題意識を持つこと。 ・ 他者の理解を得ながら学ぼうとする真摯な姿勢を持つこと。 ・ 必要な知識や技術をみずから学び身につけること。
<p>大学院 芸術研究科 (通信教育)</p>	<p>修士課程（通信教育）では、さまざまな職業、経験を持ちながら、本学で芸術 に関わる専門性を深め、社会で活動してゆく意欲を持った方の入学を期待して います。そのため入学者の選考にあたっては特に以下の点を重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自他を尊重しつつ意見を交わしながら制作研究を続けられること。 ・ 芸術に関し修了研究・修了制作を遂行するのに必要な専門的な能力を身につ けていること。 ・ 修士課程（通信教育）の教育目標や授業形態を十分に理解していること。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

通信教育部芸術学部では、芸術教育の機会を一人でも多くの社会人に提供することを目指し、学修意欲を持った多くの学生が学べるように、大学入学資格の条件を満たしていれば入学者として受入れている。ただし、入学希望者に対しては、芸術に対する強い学修意欲、自ら主体的に学ぼうとする姿勢を確認する目的で、「入学志願書」に志望動機の記述を求めている。

芸術研究科（通信教育）においては、提出されたポートフォリオや論文による書類審査によりアドミッション・ポリシーに適した人物かどうかを見極め、「研究科委員会」の審議を経て、最終的に学長が合格者を決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

通信教育部芸術学部においては、令和元（2019）年度の1年次入学生を634人受け入れており、入学定員充足率は0.98となっている。なお、休学者を除く在学者数は6,176人で収容定員4,550人に対し、1.36となっており、学生数に応じて授業及び課題添削、施設等の受け入れ体制を整備している。

芸術研究科（通信教育）においては、令和元（2019）年度は募集定員80人に対し、入学者数87人となり、入学定員充足率が1.09となっている。令和元（2019）年度においては、完全オンライン型大学院「学際デザイン研究領域」を新設し、本領域の出願者は242名、入学者数は55名となっている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

通信教育部芸術学部においては入学生の約半数が3年次編入学であることや、学生が社会人であることから学習のペースに個人差があり卒業までの学習期間も異なり、また休学や復学も柔軟に対応している。学生の受入れにあたっては、授業運営に問題がないように、適切な指導環境を整えている。

受入れた学生への教育環境の整備については、web公開型の動画教材の開発など、より学習しやすい環境整備に取り組んでいる。また初めての取り組みとなる美術、デザイン分野での完全遠隔型コースの設置として、デザイン科イラストレーションコースは 2021 年度、美術科書画表現コース（仮称）は 2022 年度の開設を目指し準備に着手している。また、いずれのコースにおいても海外での学修が可能なクロスボーダー型を実現する事を目的として、オンライン教育の多言語化の準備も進める。

今後も、受け入れた学生に応じた学習環境をきめ細かく整備し、新規学習機会の創出や履修支援を通じて学士課程の立体的展開と生涯芸術学習の普及に継続的に取り組む。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通学課程

2-2-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教職協働体制

全学的な教学面の意思決定機関として「学長会」を設置している。会議体を構成するメンバーは、学長を議長として通学課程からは副学長、研究科長、学部長、事務局長が参加しており、教員及び職員が意思決定に意見を述べることのできる体制を構築している。また、学部の方針策定や運営における事項を審議する会議体として「学部長会議」を設置し、学部長を議長として教務部長、学生部長のほか事務局長、教学支援二課（教務担当）課長、教学支援三課（学科担当）課長、キャリア支援課長がメンバーとなっている。その他の各種会議体においても教員と事務局職員が参加し、教員及び職員がそれぞれ大学運営及び意思決定に意見を述べる体制を整えている。

また、日々の授業運営においても、各学科、「創造学習センター」及び「芸術教育資格支援センター」に職員である学科担当及び副手を配置し、学科・センターの教員による学生指導が円滑に進むよう、主体的にサポートを行っている。

学科担当は、学科・センターの運営業務全般、副手は授業準備、環境整備、工房での機械の使い方や印刷の仕方などの技術サポートを主担当としているが、学生にとって身近な存在として日常的な相談の窓口ともなっている。その内容は、時に学習やキャリアに関しての相談に及ぶこともある。必要に応じて所属学科教員と連携し、関連部署へつなぐなど、学生のあらゆる相談に対応している。教学事務室は、教学運営全般を担っているが、履修に関する総合相談窓口となっており、学生の学習がスムーズに進むようにサポートを行っている。

学修支援（学修 PDCA サイクルを促す支援）

学生自身が学修の PDCA サイクルを回すことによって、モチベーションを維持・向上させることを本学の基本方針としている。①学生が目的をもって学修計画を立て、②主体的に授業に取り組み、③その学習した成果（成績）の振り返りを行い、④自身の目標や学修計画を見直す。この繰り返しが自然にできるように、学修サポートシステムの導入、定期個人面談の実施を行い、教員に対しては質の高い指導ができるように学生情報の提供、面談力向上のための研修の実施などを行っている。また、全学生に担当教員を配置（担当教員制）し、日常的な学習やキャリアプラン等の相談がしやすいような体制を整えている。

また、学修成果が一定の基準（GPA1.0 未満）を下回る学生に対しては「修学指導面談」の制度を設け、学業不振の原因をヒアリングの上、今後の学修をどのように改善するかについて担当教員が指導している。

支援活動を支える仕組みや支援ツール

<学修サポートシステム「manaBe（マナビィ）」>

学修サポートシステム「manaBe」では、①学修目標の記録と更新（「自分インデックス」）、②シラバス閲覧と履修登録、③時間割と成績確認、④全授業の出席状況確認（出席管理システム）、⑤作品・論文記録（アーカイブ機能）、⑥「7つの能力」の達成状況確認（「7つの能力」チャート）等の機能を備え、学修の状況を俯瞰できるようになっている。さらに⑦キャリア情報の閲覧と進路希望の登録もできるようになっており、ひとつのシステムで学修とキャリア活動をトータルでサポートしている。

教員には、上記以外に学生情報（出身高校等入学時情報、在籍クラブ等）も提供し、個人面談や個別指導の際に活用している。このような仕組みの中で、「manaBe」の学生の活用状況やシステムの利便性等を「教務委員会」を中心に情報共有を行い、教員と職員が連携して改善を図っている。

<出席管理システム>

平成 28（2016）年度より授業の出席状況を学生と教員がリアルタイムに確認できる出席管理システムを導入している。学生の自己確認はもとより、授業出席状況が不安定になった学生を早期に把握できるようになり、教員が迅速に指導・ケアできる体制を整備している。

<定期個人面談>

半期毎に全学生の定期個人面談を実施し、上記「manaBe」を活用した担当教員による学修及び進路活動の相談・指導を行っている。また、 Semester 開始前に各学科で全体ガイダンスを行ない、次期 Semester での重点学修目標の伝達とあわせ、卒業後の進路選択を検討する上で必要なキャリアガイダンスを行うことで、進路選択を視野に入れた学修計画の組み立てを積極的に促している。

<担当教員制>

1 年生から 4 年生まで全学生に対して担当教員を配置し、定期個人面談を行い、「manaBe」の学生使用画面にも担当教員名を表記し、日常的な相談もできるように学生に示している。担当

教員は、学生の修学状況や学生の希望に応じて、定期個人面談以外にも個人面談を行い、学生指導にあたっている。

1・2年次では学習指導に留まらず、時には生活指導にも対応し、3年次からはキャリア指導を担当教員が担うことで、学生のキャリア活動をサポートしている。

新年度・後期ガイダンス／キャリアガイダンス

新年度および後期授業の開始前に全学年に対しガイダンスを実施している。特に1年次の新年度ガイダンスについては学習PDCAサイクルの理解を目的とし、PLAN:主体的な学修計画、DO:履修、CHECK:成績確認、ACTION:計画見直しの学習PDCAサイクルを繰り返すことで必然的に能力向上と、目指すキャリア（進路）の獲得に繋がることを伝えている。

また、各学科では、ディプロマ・ポリシーに基づく学科カリキュラムの説明を重点的に行い、各授業が学位プログラムとしてのカリキュラムに位置づけされたものであることを理解しながら各学年の学修を進めていけるようにガイダンスを実施している。

2～4年生は、進級学年における目標設定や履修計画の説明・指導を行い、学生個々の目的を踏まえたきめ細やかな履修指導を行っている。

3年次の進級直前期においては、就職活動をスムーズに進めるためのキャリアガイダンスを併せて実施し、エントリーから内定に至る就職活動のスケジュールや、自己分析やSPI試験の対策といった各種準備事項についての説明を行っている。以降、3年次の5月にはインターシップガイダンス、採用活動が本格化する3年次後期においては就活キックオフガイダンスを実施する等、時期に即したキャリア構築のための各種ガイダンスを提供している。

オフィスアワー

本学では、少人数授業が大半を占めるため、学習における質問・相談は、通常授業の前後で対応ができています。さらに、学科研究室または大学院準備室で、学習に関する相談は随時受け付けており、学科担当を窓口とし、教員にいつでも相談できる体制を整えている。教員が不在の場合には個別相談のアポイントを取る制度にしており、学生からの相談に迅速に対応できる体制を整備している。

ティーチングアシスタント

芸術研究科においては、大学院生によるTA制度を整備しており、令和元（2019）年度は、14人の大学院生（博士7人、修士7人）がTAとして活動している。

また、「学修基礎科目」である「クリエイティブワークショップⅠ」「クリエイティブワークショップⅡ」では、クラス担当教員をサポートする教員を別に配置しており、ワークショップ型授業を円滑に行えるようにしている。

創学カフェ

教養教育を担う「創造学習センター」主催で、学習や大学生活の悩み相談への対応や、基礎学力・基礎技術の向上を目的として、気軽に立ち寄れるカフェ形式のプログラムを複数設置している。

学習や学生生活に関して学生同士や教員に相談できる「ラーニング・カフェ」は、週2回開

設し、デッサンを初歩から学べる「放課後のデッサン室」や、気楽に英会話を学ぶ「エリック・ランチ」、大学生活および学修について相談できる「生活・学習相談カフェ」の計 4 種類のカフェを実施した。

海外プログラム

「国際交流センター」を設置し、学生の国際化支援を行っている。「国際交流センター」では、「交換留学プログラム」「海外研修ツアー」「教員海外研修派遣制度」の運営のほか、語学力向上のサポート（英語の個別指導、オンライン英語教材の活用）を行っている。

世界 12 の国と地域に所在する 22 大学と交換留学協定を締結しており、令和元（2019）年度は、前期 5 人、後期 5 人の学生を協定校に派遣し、協定校からは前期 12 人、後期 15 人の学生を受入れた。交換留学準備の授業として、創造学習科目「Academic English」を開講し、英語指導にあたるとともに、留学に際しての心構え等を指導している。

海外研修ツアーにおいては、全学（大学院含む）を対象に参加者を募り、夏季・春季に実施している。研修には専任教職員が同行し、英語研修の他、海外の学術協定校での交流ワークショップや教員の専門分野を活かしたフィールドワークを実施している。

令和元（2019）年度は、「イギリス英語研修」に夏季 9 人、春季 12 人が参加した。「国際交流センター」が研修毎に定めた条件を満たした学生には、自由選択科目として単位（2 単位）を認定している。

退学防止策

退学防止については、①モチベーションの向上（学習目標の設定）、②学習習慣の確立（出席確認による早期対応）③個別面談による状況の把握と個別指導の徹底の 3 点を指導方針としている。

特に 1 年生での修学状況を注視し、PLAN:主体的な学修計画、DO:受講、CHECK:成績確認、ACTION:計画見直しの学習 PDCA サイクルを円滑にすることによりモチベーションと習熟度を高める仕組みと支援体制を整えている。具体的には、①出席管理システムを活用した日々の授業出席状況把握による欠席者の早期ケア、②入学直後から始まる個別面談による学習指導、③1 年生全員履修の「学習基礎科目」（「クリエイティブワークショップⅠ」、「クリエイティブワークショップⅡ」）において授業毎に欠席した学生を把握し、「創造学習センター」と所属学科の担当教員が連携しサポートにあたっている。また、離籍率の低減を実現した学科の退学防止に関する取組みの共有を行い、継続的に改善活動を行っている。

芸術学部全体では、令和元（2019）年度の年間の離籍（退学及び除籍）率は、3.9%（令和 2 年 5 月 1 日現在）となり、昨年度と同じ比率で推移している。

学生の実態把握・意見聴取

「学生生活実態アンケート」「卒業時アンケート」「授業改善アンケート」等、各種アンケートを実施し、学生の実態把握を行っている。

「学生生活実態アンケート」は、毎年 1 回、全学生を対象に実施しており、生活全般、課外活動、学習状況の実態を確認する調査であり、令和元（2019）年度は、79.8%の回収率（在籍者数 3,587 名／回答者数 2,682 名）であった。分析結果を「代表教授会」で報告して結果の共

有を行っている。

「卒業時アンケート」は、平成 26（2014）年度から実施しており、在学中の修学結果に対する満足度等を調査する内容となっている。結果については共有をはかり次年度の教育計画の改善に活用している。「授業改善アンケート」は、全授業科目において実施し、学生の授業に対する取り組み姿勢と教員の授業運営に対する評価を調査する内容となっている。これらの調査結果から学生の状況等を判断し、教育計画や施設備品の改善に活用している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

通学課程

より多様なデータからエビデンスに基づいた学修支援・学修指導を行うため、2021 年度をめぐりに新たに「学修ポートフォリオ」の導入を行う。このことにより、2020 年度より新たに策定したディプロマ・ポリシーに基づき、学生個々の学修がディプロマ・ポリシーの獲得にどのような成果を生んだかを可視化し、学生自身が学修の見直しと将来計画を定めることを支援するとともに、教員が学生の学修成果に応じた的確な指導を行える体制とする。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

年度毎に教育計画を立案し、計画等に応じて各学科、領域、課程毎に教員及び職員を配置し、実施運営体制を整備している。各学科、領域には事務担当職員を配置して、教育計画立案から日々の運営までを教職協働により行っている。

学生からの質問や相談は、電話、メール、郵便、FAX 等で日常的に受付けており、希望する学生に対しては教員との対面相談の機会も設けている。また、定期的に研究室主催の学習相談会を開催しており、スクーリング時以外においても学生が直接教員に学習相談ができる機会を設けている。

通信教育課程では学生のほとんどが社会人であることから、仕事の都合で休学を選択、退学をして再入学をする等、比較的自由度の高い学籍異動を可能としている。休学中において、補助教材の送付、履修相談の受け付けを実施しており、復学へ向けた支援を行っている。また、入学初年度、未履修の学生に対して、通信教育課程でまずは 1 科目を履修することを目的とした学習補助教材「はじめての通信教育」を送付し、学修に向けた支援を行っている。

すべての科目において授業アンケートを実施しており、「教務委員会」及び「FD 委員会」にて、アンケート結果をもとに各科目における学習内容と指導法の検証を行い、改善に反映させている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

スクーリング開講時に、授業運営を円滑に行うために補助職員（スクーリング・アシスタント）を採用している。メディアを利用して行う授業及び一部の印刷教材等による授業において、補助職員（チューター）を配置している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

通信教育課程においては、授業を含め学生とのコミュニケーションの多くが、メールや郵便などによる文字中心となる。そのため、その受領、返信等を事務局で一元的に管理し、教員と連携して適切に対応するとともに、シラバス、学習の手引書等の改訂を実施している。また、オフィスアワーや学習相談会などを対面ではなく、遠隔で実施するなど、引き続き教職員の役割を適宜見直しながら社会人の要望に対応した学修及び授業支援の体制整備を継続する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通学課程

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア支援方針

本学では、学生一人ひとりのキャリアプランに応じた指導をカリキュラム・ポリシーのひとつに定め、①正課科目の充実（「キャリア創出科目」、専門科目内でのキャリア科目の設定）、②担当教員制による定期的なキャリア指導、③「キャリアデザインセンター」による就職支援講座や企業説明会の開催と学生個別指導の充実を、指導方針としている。

<正課科目の充実>

「キャリア創出科目」として、本学で学んだ事を社会で活かせるように「自己理解」「職業理解」を深める授業を、1～3 年次まで継続して設置している。なかでも 3 年次からはじまる、より実践的で多様なキャリアデザイン科目「就職対策Ⅱ・Ⅲ」は就職希望の学生のほぼ全員が履修し、進路決定につながる実践的な授業内容になっている。

1 年次の「創造学習科目」内で行なわれる「キャリアデザイン基礎」では、1 年次前期の学習成果や身についた力を振り返りながら、キャリア形成をスタートさせる。2 年次の後期「就職対策Ⅰ」では、3 年次から始まるインターンシップに向けて、職業レディネス・テストを活用して大学の学びと将来の進路を結びつける内容になっている。

<担当教員制と代表教授会>

教員によるキャリア指導の強化を行ない、平成 29（2017）年度以降は「代表教授会」にてキャリア支援に関する事項を重点課題として扱い、学部長主導のもと学部全体としてキャリア指導に取り組んでいる。具体的には月 1 回 4 年生の進路状況を学科別に報告し、進捗確認および指導方針の共有を行ない、各教員のタイムリーな進路指導につなげている。また 3 年生のインターンシップ応募・参加状況についても年 2 回調査を行い、早期就活を促進している。

<キャリアデザインセンター>

全学的なキャリア支援を担う組織として「キャリアデザインセンター」を設けている。「キャリアデザインセンター」には6人のカウンセラーを配置、うち1名は2級キャリアコンサルティング技能士であり、5人が標準レベルのキャリアコンサルタント有資格者である。令和元（2019）年度の就職内定者580人に対し当該年度学生の相談件数は1,547件となっている。正課外での就職支援講座や企業説明会も開催し、学生が活用できる「就活手帳」や保護者向けの就職情報Webサイトも作成し、案内している。

就業体験の促進

本学では、学生の就業体験を重視しており、インターンシップだけでなく、平成17（2005）年度に産官学連携事業や地域連携による「プロジェクト演習」をスタートさせている。

<PBL型科目>

平成30（2018）年度からは、従来の「プロジェクト演習科目」に加え、専門科目においてもPBL科目を取り入れ、拡充をおこなった。扱うテーマは、企業や自治体から仕事として大学に委託されたものや、実際の地域での活動となっており、通常の授業では得ることのできない学びを通して、短期間に学生が成長するプログラムとなっている。

令和元（2019）年度の卒業生におけるプロジェクト参加者（プロジェクト演習科目）は在籍4年間通算実数222名（31.7%）で、うち正規雇用での就職者は73.9%、非参加の63.5%と比較して高い水準であることがわかっている。

<インターンシップ>

3年次の夏インターンシップを促進するために、事前・事後学習として「インターンシップ特講Ⅰ・Ⅱ」を開講し、インターンシップに向けて学生の意欲を高めた。

令和元（2019）年度の卒業生におけるインターンシップ参加者は、276名（39.4%）で、うち正規雇用での就職者は89.5%、非参加の51.5%に対して非常に高い水準となった。

その他の活動支援

正課外活動として、11月に約100人の4年生内定者が自身の体験を3年生に直接伝える「内定先輩とのプレ就活パーティー」を開催。また例年3年生の年度末3月開催の学内合同企業説明会を前倒し、11月に業界研究会という形で開催した。約50社が来学し、462名の3年生が参加した。

進路状況

本学は、卒業生の進路決定率*90%を恒常的に維持し、進路の質を高めることを目標に掲げ、上記の取り組みを実行している。進路の質は、具体的には正規就職、早期内定、卒業時学生満足度アンケートの項目等を学部方針として設定した。進路決定率は、平成29（2017）年度91.5%、平成30（2018）年度92.4%、令和元（2019）年度89.9%と3年連続ほぼ90%を維持した。進路の質については、正規就職率が平成29（2017）年度64.3%とそれまで60%台止まりだったが、平成30（2018）年度74.1%、令和元（2019）年度71.6%と改善された。非正規率は令和

元（2019）年度 7.0%と過去 8 年間で初めて 10%未満となった。

*進路決定率＝〔（就職者＋進学者）/卒業者数〕 以下、同様

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員によるキャリア指導の強化を引き続き行なう。平成 29（2017）年度から「代表教授会」にて、キャリア支援を重点課題として扱うようになり、令和 2（2020）年度からは代表教授会の月 2 回開催うち、1 回を「キャリア委員会」に変更。学部長主導のもと、学部全体でキャリア指導に取り組む体制を強化した。令和 2（2020）年度はカリキュラム改革を行ない、「初年次からの進路意識の醸成」「社会実装科目の充実」を強化、さらに 3 年次インターンシップ参加に向けた科目設計や進路指導を見直し、進路の質向上を図る体制を整えている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

通信教育課程においては、学生の年齢構成や居住地、職業など多様であり、一律のキャリア指導は困難である。そのため、若年層で特にキャリア支援を希望する学生には、通学課程の「キャリアデザインセンター」と連携し、求人情報の閲覧や履歴書の添削指導、模擬面接の実施など、新卒採用を前提にした対応を行っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の個別のニーズに対応した現状の運用、方法を維持する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通学課程

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導、学生相談等の支援については、学科の研究室や教学支援グループ、保健センター、学生相談室等の対応窓口を設置しており、随時、学生生活の支援をおこなっている。また、各窓口を明記した一覧リストを「学生手帳」や「在学生専用サイト」等で公表している【図表2】。

図表2 学生公開資料

 学生相談・支援体制	
学生相談・支援体制について（オフィスアワー機能、学生相談窓口）	
<p>本学では、学生の皆さんが学修や学生生活を充実できるように、以下の相談窓口を設けています。不安や悩み、疑問などがあれば積極的に活用してください。</p>	
<p>○ 授業・履修科目及び学生生活に関する 質問・相談等</p>	
対応窓口・担当 部署	所属学科研究室
内容・機能	オフィスアワーとして機能しています。所属学科の専門授業等 に関して相談があれば予約無しでいつでも研究室で対応します。教員が出張や会議等で不在の場合は研究室で在席の時 間帯を確認してください（予約も可能です）
対応時間	9:00～18:00（月～金）
<p>○ 授業・履修科目の質問・相談等</p>	
対応窓口・担当 部署	創造学習センター・資格支援センター
内容・機能	オフィスアワーとして機能しています。創造学習センターまたは 資格支援センター開講授業等に関して相談があれば各センター研究室で対応します。教員が出張や会議等で不在の場合 は研究室で在席の時間帯を確認してください（予約も可能です）
対応時間	9:00～18:00（月～金）
<p>○ 保健・衛生対応</p>	
対応窓口・担当 部署	保健センター
内容・機能	学生一人ひとりが自己の健康管理に関心を持ち、豊かな学生生活を送ることができるよう、健康支援を行っています
対応時間	9:00～18:00（月～日、祝日） ※長期休暇中9:00～17:00
<p>○ カウンセリング等の面談、メンタルヘルス相談</p>	
対応窓口・担当 部署	学生相談室
内容・機能	日常生活の中で起こる様々な悩みや問題について共に考え、解決するための相談を行っています
対応時間	10:00～18:00（月～金）

奨学金・学費減免制度

経済的な支援として、①日本学生支援機構奨学金、②大学独自の支援制度、③学外の奨学金制度の案内を行っている。

<日本学生支援機構奨学金>

学生生活窓口にて日本学生支援機構奨学金を中心とした奨学金事務全般の対応を行っている。令和元（2019）年度は、第一種のみ307人（前年251人）、第二種のみ629人（前年702人）、併用125人（前年157人）、全学生の31.8%（前年34.7%）の受給となった。

また、日本学生支援機構の高額貸与が可能な奨学金においては、卒業後からすぐに返済が必要となるので、将来の返済計画までをきちんと視野に入れて、貸与額を適切に選択するように指導をしている。

<大学独自の支援制度>

経済的に困窮度の高い学生には「学費減免制度」（減免額10万円、令和元（2019）年度60人）により経済的支援を行っている。また、期日までに学費納入が困難な場合には、納付期限の延長または分納を認めている。（令和元（2019）年度前期116人、後期165人）。

<学外の奨学金制度>

各種団体、各地方自治体等からの学外奨学金の告知を「在学生専用サイト」で行っている。

<大学院における支援制度>

芸術研究科においても日本学生支援機構の奨学金を中心に経済的支援を行っており、令和元（2019）年度は11人（前年16人）で14.8%（前年20.0%）の受給状況である。学部から継続した受給希望者も多く、学生に対し現状認識と修了後の返還計画を確認している。さらに、成績優秀者に対しての特待生制度も設けている。（令和元（2019）年度授業料半額免除1人、全額免除1人）

また、全大学院生を対象として個々の研究・制作・発表など活動に対する助成を行う制度（「大学院研究・制作・発表助成制度」）を設けている。令和元（2019）年度は修士課程で10件採択された。

課外活動支援

<各種活動支援>

授業以外の学生の自主的な活動（個展、グループ展、公演等）を経済的に支援する「対外文化活動補助制度」を設けており、令和元（2019）年度は20件560,000円の補助を行った。また、1年間を通じ独自の制作・研究に対して補助を行う「創作・研究補助制度」も設けており、令和元（2019）年度は6件2,002,000円の補助を行った。なお、採用された学生（グループ）に対しては中間報告会、最終報告会での発表を義務づけ、「学生生活委員」が指導・助言を行った。

本学には約30の公認サークルがあり、学生会により活動資金の補助（令和元（2019）年度補助163万円）を行った。また、活動支援の一環としてサークル棟を整備している。学生の作品

展示や制作発表を支援するために、学内ギャラリー「ギャルリ・オーブ」やラウンジスペースなどを開放し、展示や発表の機会を提供している。

なお、上記制度の補助については、保護者会費・学生会費を充てている。

<交換留学プログラム>

世界12の国と地域に所在する22大学と交換留学協定を締結している。令和元(2019)年度は、前期5人、後期5人の学生を協定校に派遣し、協定校からは前期12人、後期15人の学生を受入れた。

交換留学準備の授業として、創造学習科目「Academic English」を開講し、英語指導にあたりるとともに、留学先における心構え等を指導している。

<海外研修ツアー>

全学(大学院含む)を対象に参加者を募り、夏季・春季に海外研修ツアーを実施している。研修には専任教職員が同行し、英語研修の他、海外の学術協定校での交流ワークショップや教員の専門分野を活かしたフィールドワークを実施している。

令和元(2019)年度は、「イギリス英語研修」に夏季9人、春季12人が参加した。「国際交流センター」が研修毎に定めた条件を満たした学生には、自由選択科目として単位(2単位)を認定している。

健康管理・学生相談

「保健センター」には常勤の保健師・看護師を配置しており、開室は平日9:00~18:00、土日祝9:00~18:00で年間を通じて対応している。令和元(2019)年度の来室は3,660件(前年4,165件)で主な内容は病気・怪我等の処置、健康相談等である。

「学生相談室」には、常勤のカウンセラー(臨床心理士)を設置し、平日10:00~18:00開室し、メンタル面の相談を受け付けており、専門的な対応ができる体制をとっている。令和元(2019)年度は902件(前年度792件)の相談対応を行った。非常勤校医として、内科医、精神科医各1人を配置、週1回の相談日を設けている。

障がい学生支援については、令和元(2019)年度に「障がい学生支援室」を立上げた。関連情報や知識の収集・蓄積、本学の障がい学生の実態調査や支援方法の検討と実施、教職員への研修などの啓発活動、支援体制整備を行っている。

相談や悩みはあるが相談先が特定できない学生のために「何でも相談メール」を開設し、担当部者や担当教員につないでいる。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

現状の学生の意見を適宜聴取し、丁寧に対応運営していく。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生部長のもと「学生委員会」を設置し、学生生活に必要な支援の検討と方針の策定を行っている。本学では、日本学生支援機構奨学金のほか、入学時に独自の奨学金制度を設け学習を支援している。また本学独自の「学生創作研究助成金」により学生の創作研究活動に対して経済的支援を行っている。また、在学生卒業生の作品を集めた全国公募展（通信教育課程夏のイベント）の実施や、学生の自主的な学習会活動（テーマや所属コース等に応じて活動している任意団体）に対して、教員派遣や教室・備品の貸し出しを行う等、学生の活動を支援している。心身に不安のある志願者については、入学前に出願コースの教員、学生課担当職員と面談し、本人の状況と必要な支援等について確認し、実際に大学で授業を受ける際に必要な支援について、教職員が連携してこれにあたっている。特に支援が必要となる面接授業については、通学課程とほぼ同等の対応を行っている。

2-4-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生サービスに対する学生の意見や要望については、電話・メール・FAX 等で寄せられる内容やスクーリング授業時に直接申し出のあった事項に対して、「学生委員会」で対応を検討し改善につなげている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

現状の学生の意見を適宜聴取し、丁寧に対応運営していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

環境整備においては、法的調査（消防設備点検、建築物点検など）及び自己の調査（非構造物点検、フロンプ点検など）に基づき改修 5 ヶ年計画を建て、年度毎に相当額の費用をかけ改築工事、改修工事、設備更新工事を実施しており、学習環境の安全と向上に努めている。

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

キャンパスの概要

校地面積は、敷地総面積 74,574 m²、屋外運動場敷地が 18,501 m²であり、校地総面積は合計 93,075 m²で大学設置基準上必要とされる 29,540 m²の約 3.2 倍を保有する。また、体育館を除く校舎面積は専用で 70,516 m²であり、大学設置基準上必要とされる 24,842 m²の約 2.8 倍と基準を充たしている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館

図書館（芸術文化情報センターと称す）は、本学教育研究活動の基盤施設として平成13（2001）年4月に整備された。総延面積2,728㎡、閲覧スペース2,286㎡、閲覧席数452席の大学図書館（歴史学者故奈良本辰也記念文庫含む）は、本館、こども図書館「ピッコリー」より成る。1日平均利用者数295名に対し、閲覧スペース・席数ともに充足している。令和元年（2019）年度の総入館者数は91,426人（うち外部7,778人）で、年間貸出冊数は41,092冊であった。年間開館日数は310日。通学・通信両課程の全開講日に対応している。開館時間は平常：9:00～20:00／土曜：10:00～19:00、日祝：10:00～18:00としており、通常開館中は一般利用者も利用可能である。

芸術系大学の特色に基づいた資料、映像メディア資料に加え、学生生活参考資料、大学での学びのための基礎資料、教養系基礎資料、進路研究資料の充実を推進しており、図書156,860冊、視聴覚資料11,424点、学術データベース4種、電子ジャーナル213タイトルを保有する。館内には蔵書検索端末9台、データベース専用端末4台、貸出用ノートパソコン10台とスキャナ等の周辺機器、プリンター、コピー機、学内LAN環境を用意して、日常の学習支援、自主的な学びや研究の支援を行っている。なお、教職員と学生には個人アカウントが付与され、学内外から図書館サービスを活用できる「マイライブラリ」機能を利用することができる。通常の図書館機能の整備・充実以外に、次の教育課程との連携活動を展開している。

- ・相互利用制度を介し、教職員・学生の資料収集や他機関活用をサポート。
- ・図書館内にセミアクティブ・ゾーン（学習室）を設置し、グループワークを促進。
- ・新入生ガイダンス（4月）、クラス別図書館活用ガイダンス（通年）、データベース活用ガイダンス（通年）、授業参加型レクチャー（通年）を実施。
- ・年4回、学生の学習に対するモチベーション喚起を目的とした資料を企画展示。
- ・学術機関リポジトリを開設し、研究業績のアーカイブと対外発信を推進
通信教育課程の学生に対しては、通学部と同等の対面サービスの他に、遠隔サービスと居住地域図書館活用情報を提供し、さまざまな学習形態を有する学生の学習を支援している。

学内展示施設及び付属施設

美術、デザイン、映画、舞台芸術など多様な教育に対応するため、学内にギャラリーや博物館相当施設を完備し、また大学総体として制作・研究活動を活性化する観点から、学生ラウンジや実習室、廊下等に展示用器具（照明やワイヤーレール）を整えている。附属施設は以下のとおり（一部教室施設と重複する）。

□京都芸術劇場春秋座（大劇場）

本格的な歌舞伎公演が実施できる舞台機構と852席の観客席を擁し、現代劇やオペラ等の上演、映画上映にも対応した劇場。7,460㎡

□studio21（小劇場）

現代演劇やダンス、パフォーマンスなど、舞台表現の実験を行うユーティリティ劇場。349㎡

□芸術館

京都芸術大学所蔵品を展示する博物館相当施設。縄文土器類コレクション約280点、シルクロード工芸品約170点（寄贈）を収蔵。豊原国周の浮世絵作品約360点（寄贈）及び同データベースを所蔵・管理。常設展、企画展のほか、学芸員課程の博物館実習に活用。401㎡

□ギャラリー・オーブ（Galerie Aube）

多目的ギャラリー。学生・教員作品展、国内外作家の展覧会などを開催。一般開放。教育実践の目的で、企画から展示まで学生が関わるプログラムも展開。482㎡

□ウルトラファクトリー

さまざまな機械・工具や技術スタッフをそろえ、金属加工・樹脂成型・木材加工ができる全学共通工房。第一線で活躍するアーティストやデザイナーが行うプロジェクト型実践授業も実施しており、第一線で活躍しているクリエイターと学生が共同制作した作品は、芸術祭など国内外で発表される。1,311㎡

□黒田村アートビレッジ（京都市右京区）

学生、教職員のための宿泊研修施設。ゼミ、課外活動、クラブなどの合宿に活用可能。陶芸の登り窯、電気窯、ろくろの設備を備える。収容人数は約30名。509㎡

□康耀堂美術館（長野県茅野市）

蓼科高原入口に位置する敷地面積18,725㎡、床面積1,308㎡の美術館。近現代の日本画・洋画作品229点を収蔵。学生の美術研修や学芸員課程の博物館実習に活用。

体育・スポーツ施設

体育館は1,035㎡で、バスケットコートとバレーボールコート2面を確保。体育授業だけでなく、初年次教育におけるワークショップ、学生のクラブ活動、大学行事にも使用。運動場は本部キャンパス北方約4kmに位置し、テニスコート2面とフットサルコート1面を有する。3,083㎡

情報サービス等

瓜生山キャンパス・人間館が本学の情報発信の中心であり、1F ラウンジ周辺に掲示板等を集約している。また、全学生対象に学内LAN 利用アカウントと本学独自のメールアドレスを付与し、学習情報のみならず、学生生活、安全確保に係る情報の提供と集約に取り組んでいる。

情報設備としては、学内LAN が全施設に敷設されているほか、ラウンジ・図書館・食堂・各学科の主要教室及び研究室周辺に無線LAN アクセスポイントを設置し、ほぼ全学生が所有するノートパソコンに学内LAN 接続サービスを提供している。

また、学園全体としてのインターネット主要回線は接続先の異なる3回線（学術情報ネットワーク SINET5 及び民間プロバイダ2回線）を保有し、冗長化された高速インターネット環境を実現しつつ、ファイアウォールなどのセキュリティ対策とあわせ安定稼動を担保している。なお、アドビシステムズ社と契約を締結し、デジタルコンテンツ制作・編集用ソフトウェア群

である AdobeCC の利用環境を提供している。

施設・設備の安全性

耐震対策として、各所の非構造物の耐震化や吊り天井の落下防止工事、旧耐震基準建築物の耐震工事、改築工事を実施しており、キャンパス建物の耐震工事は完了している。

防火対策としては、消火・消防設備について、京都市左京消防署に随時指導を仰ぎながら年 2 回の法定定期点検を専門業者により実施している。

防災管理としては、年 1 回の専門業者による防災点検を受けるとともに、学長をトップとする危機管理対策本部や教職員で編成した自衛消防隊を設け、緊急時に対応できる体制を整備しており、教職員対象の避難訓練を年 1 回実施している。今後は対象を学生まで広げた総合避難訓練を実施する予定。

また、総務課、施設課、法人課の課長により、学園の危機管理についての基本方針をまとめた「学校法人瓜生山学園危機管理基本マニュアル」を整備し、平成 28（2016）年 3 月に学長に答申した。そのマニュアルの中にも記載しているが災害時用の備蓄を平成 28（2016）年度より 5 カ年計画で行うこととし、現在まで 4 年間備蓄品を購入している。

建築物、建築設備については、京都市の条例に基づき、専門業者による点検を行い、不備箇所の改善、補修を実施している。施設維持については、建築、電気、機械設備の専門業者が学内に常駐し、故障やメンテナンスの対応を行っている。瓜生山キャンパス敷地の過半が山林となっているため、年間を通じ専門業者による森林整備を行い、倒木等による人的被害を防いでいる。

各実習棟において導入している様々な特殊機械、工具、工作機械については、担当教員による安全教育を実施し、専門の技術員を配することで安全を確保している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性

バリアフリーへの対応については、隣接道路からの迂回路設置、縦導線確保のためのエレベーター増設、最上部校舎までの連絡道路およびスロープの勾配・段差修正、バリアフリートイレの設置など改善を行っている。

また、各学科より代表となる学生を選出する代議員制度を採っており、その議論の中から出された意見や、学生生活実態アンケートにより学生の要望等も聴取することとしている。学生意見の反映の具体例としては、トイレの洋式化（温水便座付）があり、改修工事を順次進めている。

学生厚生施設

学生の厚生施設として、以下を設けている。

・学生食堂

授業期間中は利用時間を 8：00～20：00 とし、学生が朝食、夕食を摂ることも可能。671 m²

・カフェ

本部棟の学生ラウンジ中央に位置し、格安のコーヒー提供、パン等を販売。36 m²

・売店

多種の飲食物を販売し、学生ニーズに対応。30 m²

・購買部

文房具や授業で必要となる画材全般を割引価格で販売。326 m²

・保健センター

土日にもスタッフを配し、学生の健康診断を実施し、健康管理支援や救急事案に対応。82 m²

・学生相談室

2室を設け、学生のメンタルケアを実施。常駐カウンセラーに加え、精神科医も定期的に配備。
18 m²、9 m²

・学生ラウンジ

本部棟1階に位置する学生の休憩、食事、サークル活動、自習空間。什器を片付ければ制作発表の場（学科展、卒業制作展など）としても機能。1,083 m²

・クラブボックス

一棟28室をクラブボックスとして提供。355 m²

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和元年（2019）年度は、全開講クラス1,694件中、履修登録者が50名以下の科目が1,441件（85%）を占めており、51～149名は212件（13%）、150名以上は41件（2%）で、全体としては適正なクラス規模により運営している。50名以下の開講クラスが大部分を占めているのは、学習のPDCAサイクルを促進するため、授業において担当教員が各学生の履修状況を把握しやすくし、学生からの学習相談にも迅速に対応できる体制にしているためである。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

学園キャンパスは斜面地に立地しており、バリアフリーを実施するには困難を要するが、改善工事を計画的に行い利便性を向上させる。施設の経年劣化の進行を防ぐ為に、年度ごとの改修計画を実施し、漏水予防の為に外壁改修及びトイレ更新、空調更新、インフラ整備を順次行っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通学課程

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

全学生対象の「学生生活・学習アンケート」については、「教学支援一課」で結果を分析し、「代表教授会」で報告し、結果が望ましくない数値においては改善取り組みをおこなっている。

また、学生代表で構成される「代議員制度」を組織しており、各種活動について、学生同士が主体的に議論し企画と実行できる組織を編成している。教学事務室の学生生活担当職員が窓口になり、様々な要望・意見のヒアリングを行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「保健センター」には常勤の保健師・看護師を配置しており、年間を通じて相談窓口を開室している。主な内容は病気・怪我等の処置、健康相談等である。

「学生相談室」には、常勤のカウンセラー（臨床心理士）を設置し、メンタル面の相談を受け付けており、専門的な対応ができる体制をとっている。非常勤校医として、内科医、精神科医各1人を配置、週1回の相談日を設けている。

障がい学生支援について教学事務室内に担当職員を配置し、学生相談のカウンセラーや学科担当職員と密な情報交換を行い合理的配慮の基本体制を整備している。学生支援全般について、さらに全学的な教職員の更なる意識向上、保護者や外部機関との連携強化などに計画的に取り組む。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」同様に、全学生対象の「学生生活・学習アンケート」にて結果を分析し、改善取り組みをおこなっている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生生活・学習アンケート」は、継続して調査を実施するが、設問については、より学生の意見や要望の把握ができるよう設計し、学生の更なる意見や要望を可視化することにより学修環境など改善を推進する。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見や要望の把握については、Web 上の個人サイトからの相談や、電話・メール・FAX 等で寄せられる内容、及びスクーリング授業時に直接申し出のあった事項に対して、「学生委員会」で対応を検討し改善につなげている。

心身に不安のある志願者については、入学前に出願コースの教員、学生課担当職員と面談し、

本人の状況と必要な支援等について確認し、実際に大学で授業を受ける際に必要な支援について、教職員が連携してこれにあたっている。特に支援が必要となる面接授業については、通学課程とほぼ同等の対応を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

現状の学生の意見を適宜聴取し、丁寧に対応運営していく。

[基準 2 の自己評価]

上記のとおり、基準 2 の基準を満たしている。学生の受け入れについては、教育目標を踏まえて定められたアドミッション・ポリシーに則り、公正かつ適切な体制のもとに運用し、入学者の選抜を行っている。また、入学定員及び収容定員の厳格な運用により、教育環境の確保も行うことができている。

学修支援については、教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、体系的なカリキュラム編成を行い、アセスメント・ポリシーに基づく教育成果の検証サイクルを確立し、教学マネジメントの実質化を推進している。学長のリーダーシップによる教職協同体制が整備されており、TA 制度等の様々な学習支援体制により学生の学修支援及び教育支援を行っている。

キャリア支援については、正課授業を体系的に配置しインターンシップへの参加を積極的に推進している。また、キャリアデザインセンターによる全学的な支援とあわせ担当教員による個別指導を組み合わせた支援体制も充実している。

学生サービスについては、学科の研究室や教学支援グループ、保健センターなど、学生の相談内容に応じた組織を設置することにより、学生生活が安定するよう十分に配慮されており、学生状況の把握や意見の汲み上げの仕組みを通して、様々な改善を行っている。

学修環境の整備については、校地・校舎、施設設備等適切に設置されており、少人数教育を実現できる教室環境が整っている。

学生の意見・要望への対応については、各種アンケートの実施と考察結果をまとめ、代表教授会での共有を通して次年度の教育改善に反映させている。また学生代表で構成される「代議員制度」により、学長及び副学長等の教学執行部が直接学生の意見を聴取することができる取り組みを行っている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

通学課程 芸術学部

芸術学部では、平成 24（2012）年度より教育改革の検討を重ね、平成 26（2014）年度に「代表教授会」、「学長会」の議を経て、本学園の使命・目的に則した教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを学長が定めた。その後、平成 30（2018）年度に、大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、教育目標（育成する人材像）及びディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）を一部改定した。

また、教育目標については令和元（2019）年度に一部修正を行い、新たな教育目標は「人類が直面する困難な課題を克服するために、「人間力」と「創造力」を鍛え、社会の変革を担うことのできる人材を育成する。」としている。職業としての芸術家育成だけでなく、芸術教育を通して得た<創造力>と<人間力>を活かして、広く社会に参画できる学生の育成を目標とし、教育目標の達成を計る数値目標として進路決定率（（就職者＋進学者）/卒業者）90%を掲げている。

教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーでは、<創造力>と<人間力>の具体的な能力として「7つの能力」を定義し、それらを習得することを学位授与の方針と定めた。カリキュラム・ポリシーでは、「7つの能力」を体系的に修得する課程編成方針とカリキュラム運営にあたっての方針を定めている。

「ディプロマ・ポリシー」（以下引用）

京都芸術大学は、豊かな想像力をもって新しいもの・ことを創りだす<創造力>と、自立したひとりの人間として他者を肯定しともに生きていく<人間力>を備え、生涯を通して学び続け、社会を変革する新しい価値を発信し続ける人材を育成します。

上記内容については、ホームページ上（<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/goal/>）に掲載し、学内外に対して明示すると共に、「学修ガイドブック」や、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

通学課程 芸術研究科

平成 26（2014）年度に、芸術研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、理論研究と創作を横断的に学ぶ「有機的連動」の教育方針をより明確化するため、平成 27（2015）年度入学生より、修士課程「芸術文化研究専攻」と「芸術表現専攻」の2専攻を廃止し「芸術専攻（修士）」を新たに設置し、修士課程から博士課程への体系的な教育カリキュラムを構築している。

修士課程「ディプロマ・ポリシー」（以下引用）

修士課程では、芸術・文化に関する広範で清新な知識を基礎にして、社会や自然における芸術の意義と役割を認識するとともに、個別の専門領域において発見した独自のテーマを柔軟かつ論理的な思考によって展開し、高度な成果物として表現できる人材を育成します。

さらに、学位の種別に応じて、次の能力の獲得を目指します。

- ・既存の価値観にとらわれることなく、新たな視点による学際的研究に取り組み、その成果を学術論文としての確にまとめる能力（「修士（学術）」授与の場合）。
- ・自己と他者、芸術と社会、個と全体の関わりについて真摯に向き合い、高度な意思疎通と呈示能力を備え、作家、研究者などの専門的職業人や芸術的手法を駆使する社会人として、芸術分野の将来的発展に寄与する能力（「修士（芸術）」授与の場合）

博士課程「ディプロマ・ポリシー」（以下引用）

博士課程では、人類の叡智を発展的に継承し、芸術・文化に関する優れた理論研究または研究・制作に邁進し、その成果を国際社会に広く発信することによって、芸術による平和創造の礎を築く人材を育成します。

- ・理論研究においては、芸術による平和創造に寄与する価値観の構築をめざし、既存の学問分野にとらわれることなく、幅広い視野と斬新な視点によって芸術文化の神髄に迫る能力の獲得を目指します。
- ・芸術表現・制作においては、柔軟な思考と斬新な技術によって創造の地平を切り開き、真に現代的な芸術表現に挑み続ける能力の獲得を目指します。

上記内容については、ホームページ上 (<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/goal/>) に掲載し、学内外に対して明示すると共に、「大学院ハンドブック」や、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、
修了認定基準等の策定と周知**

単位認定基準

単位の授与、卒業・修了要件については、大学学則（第 11 条、第 18 条）及び大学院学則（第 12 条、第 35 条）において規定するとともに、詳細を学部においては「学修ガイドブック」、大学院においては「大学院ハンドブック」に記載し、周知を行っている。

単位制の考え方にに基づき、講義科目 15 講時 2 単位、演習科目 30 講時 2 単位を基本としている。シラバスにおいて全ての科目で到達目標とそれに基づく評価基準や評価方法を明示し、日常評価（授業への参加態度等）、課題提出、期末試験等の方法により成績評価を行い、60 点以上を合格とし、配当された単位数を単位認定している。

成績評価（100点満点で60点以上が合格）

素点	90～100点	80～89点	70～79点	60～69点	0～59点	—
評価	S（特に優れている）	A（優れている）	B（標準である）	C（合格と認められる最低限の成績である）	D（不合格）	F「評価対象外」※

※……全授業時間数の 2/3 以上の出席がない場合（令和元（2019）年度より）

なお、成績発表後一定期間を「成績確認期間」として設定。学生からの成績に関する問い合わせ・確認を受け付けており、成績修正の可否判断は科目担当教員の確認を経て、学部長（芸術学部）、研究科長（芸術研究科）の決裁において行っている。

進級基準、卒業認定基準

休学期間を除いて本学に4年以上在籍し、「創造学習科目」「専門科目」「自由選択科目」から必要な単位数及び必修科目の修得によって合計124単位以上修得することが卒業要件となる。卒業判定については、「代表教授会」において、全学生の卒業要件の確認、審議を経て、学長が卒業を認定している。なお、入学前の既修得単位や他の大学や短大で修得した単位の扱いについては、合わせて60単位を超えない範囲で卒業単位数に算入することを平成28（2016）年度に学則に定めた（編入学・転入学等の場合を除く）。

上記の進級要件、卒業要件については、全学生に配布する『学修ガイドブック』や新入生のガイダンス等で周知している。

進級制度（進級要件）

2年次	3年次	4年次
20単位	48単位	90単位

※上記に加え、情報デザイン学科、空間演出デザイン学科、環境デザイン学科、舞台芸術学科、文芸表現学科、アートプロデュース学科、こども芸術学科、歴史遺産学科については、指定科目の修得を進級要件としている。

卒業要件

創造学習科目	専門科目	自由選択科目	合計
40単位以上	60単位以上 （環境デザイン学科は65単位以上） 必修科目修得	上限なし 但し、「教職科目」「学芸員科目」は12単位を上限	124単位修得 必修科目修得

通学課程 芸術研究科

修了基準

修士課程においては、必修科目（「芸術文化論特論1・2」、「芸術文化原論」から1科目、「芸術分野特論」から研究領域に関する指定1科目）を含む講義科目16単位以上と、演習科目8単位（演習1・演習2、各4単位）、研究科目8単位（研究1・研究2、各4単位）の合計32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で「修士論文」または「修士制作」の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。修士課程における在籍一年間での学位取得については別途「大学院ハンドブック」に記載し学生に周知している。

[\(https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/handbook/\)](https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/handbook/)。

博士課程においては、必修科目4単位、「研究Ⅰ～Ⅵ」より1科目12単位（3年間継続履修）、合計16単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。なお、特に優れた業績を挙げた者については、別途「学位（博士）授与に関する内規」において、「在学期間2年以上で足りるものとする」と定めており、「大学院ハンドブック」に記載し学生に周知している。

[\(https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/handbook/\)](https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/handbook/)

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準

単位認定は日常評価（授業への参加態度等）、課題提出、期末試験等の評価方法により科目担当教員が厳正に実施している。各科目の到達目標、評価方法及び評価基準については全学生が閲覧可能なWebシラバスに記載し、履修登録前に公開を行っている。

授業は毎回出席することを前提として設計されており、全授業時間数の2/3以上の出席がない場合は「評価対象外」となり、単位認定の対象とならない。

GPA制度

芸術学部では、科目毎の成績評価に対してGP（グレードポイント）をつけて、全履修科目の単位あたり平均をGPAとして算出しており、その算定上の分子としては、成績を4点満点の基準で点数化（S=4、A=3、B=2、C=1、D=0、F=0）し、科目の単位数を掛け合わせた数値の総和としている。GPAについては、1～3年生の各学年で学科毎に単年度のGPAスコア上位10%の学生を年度終了時に学内掲示を行い、卒業生については卒業式において表彰するなどの顕彰を行っている。また、平成28（2016）年度より、「manaBe」の成績表示欄にも学生のGPAを掲載し、学生の意欲喚起を図っている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

平成26（2014）年度から行ってきた教育改革により、数値目標として掲げた進路決定率は年々上昇を続け、令和元（2019）年度は89.9%に達している。

令和元（2019）年度には、学生の学修目標及び卒業生に備わっている能力水準の明示としてディプロマ・ポリシーの刷新を行った。併せて新ディプロマ・ポリシーを実現するための新たなカリキュラム・ポリシーの策定も実施した。ポリシーに則った新カリキュラムを全13学科

中 12 学科と創造学習センターにおいて構築（環境デザイン学科については 2021 年度より新カリキュラム）。主眼に置いたのはトップの育成のための高度プログラム、基礎教育及びキャリア教育のさらなる充実、PBL 型教育プログラムの全学科での導入、学生の成果物の質を高める工房機能の拡充である。

次のステップとして、DP 到達までの進捗状況（学修成果）を可視化するための学修ポートフォリオの充実のほか、DP に沿った教育を提供するために必要な教職員を育成するための FD 及び SD の拡充、教学マネジメントの基礎となる教学 IR の推進等を行う。

芸術研究科においては、平成 30 年（2018）年度に開設した「グローバル・ゼミ」が完成年次を迎えた。また、2020 年度からは新たに地域文化の再発見と発展、及び芸術教育をテーマとした新領域「文化創生領域」を創設するなど、学問領域が拡大しつつある。次期改革としては本学の理念と社会情勢に鑑みたディプロマ・ポリシーの見直しを行う。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

平成 29（2017）年 4 月より、通学課程（芸術学部、芸術研究科）と通信教育課程（通信教育部芸術学部、芸術研究科（通信教育））のディプロマ・ポリシーを以下の内容で一本化した。これを学生の履修方法を記した『学習ガイド』や通信教育課程のホームページ等で明示している。

学士課程

京都芸術大学学士課程は、「藝術立国」を基本使命とし、教育目標に定める社会の変革を担うことのできる人材の育成を目的として、自立したひとりの人間として生きるための「人間力：知識／思考力／行動力／倫理観」と、芸術の力を社会のために活かす「創造力：発想力／構想力／表現力」を身につけるべき力として、その修得をめざします。

「人間力」

知識：人間、社会、自然等に関する知識・情報を体系的に収集・理解できる

思考力：正しい情報をもとに、物事を論理的に考えることができる

行動力：設定した課題に対し、自らを律しながら他者と共に粘り強く継続的に取り組むことができる

倫理観：自らの良心に従い、社会のために芸術・デザインの力を活かすことができる

「創造力」

発想力：豊かな感性からの直感を、概念・イメージなどにまとめることができる

構想力：概念・イメージなどを紡ぎ合わせ、テーマ・仮説として練り上げることができる

表現力：テーマ・仮説などを、様々な媒体によって可視化し提案することができる

修士課程

修士課程では、芸術・文化に関する広範で清新な知識を基礎にして、社会や自然における芸術の意義と役割を認識するとともに、個別の専門領域において発見した独自のテーマを柔軟かつ論理的な思考によって展開し、高度な成果物として表現できる人材を育成します。

さらに、学位の種別に応じて、次の能力の獲得を目指します。

・既存の価値観にとらわれることなく、新たな視点による学際的研究に取り組み、その成果を学術論文としての確にまとめる能力（「修士（学術）」授与の場合）。

・自己と他者、芸術と社会、個と全体の関わりについて真摯に向き合い、高度な意志疎通能力と呈示能力を備え、作家、研究者などの専門的職業人や芸術的手法を駆使する社会人として、芸術分野の将来的発展に寄与する能力（「修士（芸術）」授与の場合）。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1単位の授業は予習・復習を含めて45時間の学習を前提とし、シラバスに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた各授業の到達目標や授業評価方法・基準を『シラバス』に明記し、それらに従い厳正に単位認定を行っている。進級については卒業（修了）研究・制作に取り組む前年度末までに満たしておくべき要件として卒業（修了）研究・制作着手要件を設けている。卒業（修了）判定は要件に基づき、「代表教授会（研究科委員会）」の審議を経て、学長が卒業（修了）を認定している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

面接授業は、講義科目が7.5講時1単位、演習科目が15講時1単位としている。印刷教材による授業は、A5版テキスト100ページの教材を1単位相当として指定し、1単位1,600字相当のレポート（作品）課題提出と単位修得試験を課している。『シラバス』において科目毎に単位数を明記しており、成績評価については評価基準と成績評価方法を『学習ガイド』に明示し、これに基づいて評価をおこなっている。

平成29（2017）年度より、年間で適切な履修計画をたてることで十分な学習時間を確保し、授業内容を着実に身につけることを目的としてCAP制を導入している。スクーリング科目（Webスクーリング・藝術学舎・資格関連科目除く）において年間の履修上限単位数を24単位としている。また、テキスト科目とあわせて年間35単位前後の履修を推奨しており、単位の実質化をはかっている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

現在の方法を維持するとともに、シラバス、ホームページ、ガイダンス等で単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を学生へ周知する機会を十分に設け、厳正な運営を行なっていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通学課程

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

通学課程 芸術学部

平成 26（2014）年度に本学園の使命・目的に則した教育目標、ディプロマ・ポリシーの刷新に併せ、「代表教授会」及び「学長会」での審議を経て刷新したカリキュラム・ポリシーを学長が定めた。平成 30（2018）年度に一部改訂がなされ現行の内容となっている。

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに定められた〈創造力〉と〈人間力〉を構成する「7 つの能力」を体系的に修得する課程編成方針とカリキュラム運営にあたっての方針を定めている。

「カリキュラム・ポリシー」（以下引用）

京都芸術大学通学部学士課程のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに掲げる〈創造力〉〈人間力〉、それらを構成する 7 つの能力をバランスよく身につけることができることを方針としています。

「創造力」は豊かな想像力をもって新しいもの・ことを創り出す力

- ・好奇心をもって世界を観察し、知を求め発見することができる「探求力」
- ・ものごとの関係性を見つけ、経験や知識をもとに考えることができる「思考力」
- ・独自のイメージを発想し実現へ向けて計画することができる「発想・構想力」
- ・イメージやコンセプト、プランをさまざまな方法でかたちにできる「表現力」

「人間力」は自立したひとりの人間として他者を肯定しともに生きていく力

- ・みずから積極的、社会的に行動することができる「行動力」
- ・目標に向かって、あきらめることなく続けることができる「継続力」
- ・他者を知り協調し、よりよい関係を築くことができる「コミュニケーション力」

カリキュラムは、「創造学習科目」「専門教育科目」をその二本の柱としており、それらを構成する各科目の編成方針は次のとおりです。

- ・「創造学習科目」には、「創造力」「人間力」の基盤を形づくる「学修基礎科目群」、これからの学習に必要となる教養や基礎力を身につける「基礎教養科目群」、自分自身のキャリアをイメージし、それを現実に変えていく力を獲得する「キャリア創出科目群」が含まれます。
- ・「専門教育科目」には、学生一人ひとりが目指す専門的な目標を達成するための「専門科目」、学生のキャリアを資格面でサポートする「教職科目」「学芸員科目」が含まれます。

また、カリキュラムの運営にあたり、上記 7 つの能力を、各科目の運営の指針とします。また、学生一人ひとりの習熟度、キャリアプランに応じた履修指導・学習指導を行います。

上記内容については、ホームページ上 (<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/goal/>) に掲載し、学内外に対して明示すると共に、『学修ガイドブック』や、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

通学課程 芸術研究科

芸術研究科では、平成 26 (2014) 年度にディプロマ・ポリシーの策定に併せてカリキュラム・ポリシーを定め、理論研究と創作を横断的に学ぶ「有機的運動」の教育方針をより明確化した。本ポリシーに則り修士課程から博士課程への体系的な教育カリキュラムを構築している。

修士課程「カリキュラム・ポリシー」(以下引用)

- ・「芸術による平和創造」という本学全体の理念の共有化を図るとともに、日本の芸術・文化の普遍性と個性を広い視野から概観することによって、学生の研究または研究・制作活動を刺激し、テーマの発見・探求・創出の糸口を提示します。
- ・研究または研究・制作を進める上での基礎となる方法に関して、芸術研究の支柱である「比較論、歴史、造形史、精神史、身体論的研究」の各視座からその基底となる考え方を教示します。
- ・各学生の専門的視座に特化した講義科目を開講し、新たな視点による芸術文化研究あるいは芸術表現に取り組む基礎を養います。
- ・各学生に主たる指導教員を配し、個別指導を行います。1 年次は、主として問題意識の啓発とその研究展開を図る方法論を指導します。2 年次は、1 年次からの継続性を重視しつつ、学位審査に向けた(研究または研究・制作)課題の設定と、その提示方法の研鑽に主眼を置くものとします。
- ・各学年において中間発表会を開催し、主たる指導教員以外からの指導を仰ぎ、修士成果物の質的向上を図ります。

博士課程「カリキュラム・ポリシー」(以下引用)

- ・徹底した個別指導を基本とし、研究者／制作者としての自立を促します。
- ・研究発表・展覧会での作品発表を積極的に促し、多くの視点からの批判を仰ぐことにより、研究／制作の質的向上を図ります。

上記内容については、ホームページ上 (<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/goal/>) に掲載し、学内外に対して明示すると共に、『大学院ハンドブック』に明記し、ガイダンスに

て学生に向けて周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

通学課程 芸術学部

通学課程 芸術学部の各カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに定められた〈創造力〉と〈人間力〉を構成する「7つの能力」を獲得するためのカリキュラム・ポリシーに基づいて構築されている。その一貫性を可視化するツールとしてカリキュラム・ツリーを作成しており、カリキュラムを構成する各科目がディプロマ・ポリシーに規定されたどの能力と関連するかについて明示をしている。

各学科のカリキュラム・ツリーはホームページ上に掲載し、学内外に対して明示すると共に、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

(<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/organization/tree/>)

通学課程 芸術研究科

修士課程においては科目群を「必修特論」「原論」「分野特論」「演習・研究」の4つに分類し、それぞれの科目群の位置づけを「大学院ハンドブック」において明示し、ホームページ上 (<https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/handbook/>) で公開している。

博士課程においては科目群を「必修」「研究」の2つに分類し、修士課程と同様にその位置づけを「大学院ハンドブック」において明示している。

いずれも「大学院ハンドブック」と同様の内容をホームページ上でも公開している。

(<https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/handbook/>)

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーでは、「7つの能力」を体系的に修得する科目編成方針とカリキュラム運営にあたっての方針を定めている。

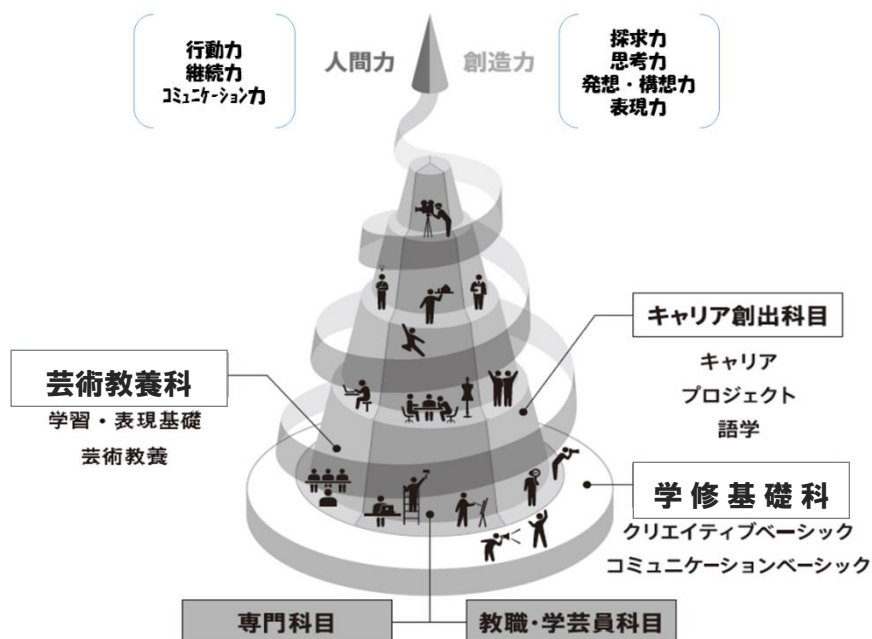
科目編成としては、大きく「専門教育科目」と「創造学習科目」の二つに分け、さらに「創造学習科目」を「学修基礎科目群」「芸術教養科目群」「キャリア創出科目群」の3つの科目群に分け、必要となる科目を開講している。

学生に対しては、学科・センター毎にディプロマ・ポリシー達成に向けたカリキュラムにおいて、各授業科目がどのように位置づけられているかが分かるように、カリキュラム・ツリーを作成した上で学科・センターガイダンスで周知し、目標に向けた学修や履修登録ができるように、全員に配布している。

カリキュラム運営にあたっては、カリキュラム・マップにて科目毎に身につける能力を明示し、学習の目的が意識できるように学生に配布すると同時に、「7つの能力」をバランスよく身につけられるようカリキュラム全体を設計している。「創造学習科目」においては学生の習熟度やキャリアプランに対応し、能力別クラス編成や、目的別の科目の開講を行っている。

専門教育科目	「専門科目」 学生一人ひとりが目指す専門的な目標を達成する（＝学科専門科目）
	「教職科目」「学芸員科目」 学生のキャリアを資格面でサポートする（＝資格科目）
創造学習科目	「学修基礎科目群」 <創造力><人間力>の基礎を形づくる（＝初年次教育科目）
	「芸術教養科目群」 これからの学習に必要な教養や基礎力を身につける
	「キャリア創出科目」 自分自身のキャリアをイメージし、それを現実に変えていく力を獲得する

科目編成図



専門教育科目の科目編成

<専門科目>

学生一人ひとりが目指す専門的な目標を達成するために、それぞれの学科毎に設定したカリキュラム・ポリシーに即した科目を編成している。

学年毎の到達目標と学ぶべき領域を設定し、それらをカリキュラム・ツリーとしてまとめ、それぞれの科目の位置づけを学生に提示している。

<教職科目・学芸員科目>

学生のキャリアを資格面でサポートするために、「芸術教育資格支援センター」を設置して、資格科目の運営並びに学生サポートを行っている。

カリキュラム・ツリー例（学生配布資料）

文芸表現学科
履修モデル
2018年度入学生

学年	作家・ライター 文芸を発信する仕事へ	編集・出版 文芸を発信する仕事へ	書誌員・図書館司書 印刷・広告・WEB・ゲーム・地域・印刷 文芸にまつわる仕事へ	経銷員・一般職 はたまたながら働きにつける ことばの力で広く社会へ	キャリア科目
4年次	9月 応募要項・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※ライターとして働く、フリーライターへ	6月 編集決定 7月 原稿決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※編集者として働く、編集者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	キャリア科目
3年次	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	キャリア科目
2年次	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	キャリア科目
1年次	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	6月 採択決定 7月 採択決定・制作費 10月～12月 リライト・本誌掲載 1月 原稿完成 2月 印刷 3月 発送 ※卒業まで制作費は自己負担 ※採択者として働く、採択者へ	キャリア科目

単位制度の実質化

＜授業時間の確保＞

授業時間は1講時を80分としており、前期・後期ともに15回（15週）の授業時間を確保している。また、併せて事前・事後学修の内容と時間についても定めており、シラバスを通じて学生には周知している。各学期とも15回（15週）の授業終了後に補講期間及び学期末試験期間を設けており、その結果をもって単位認定評価を行っている。なお、授業形態と単位設定については以下のとおり定めている。

講義科目	週1講時の授業で半期科目の場合は2単位
演習科目	週2講時の授業で半期科目の場合は2単位 ※「体育実技」は週1講時の授業で半期科目1単位
実技科目	週2講時の授業で半期科目の場合は2単位

＜CAP制について＞

平成25（2013）年度よりCAP制を導入し、資格科目など一部対象外となる科目を除いて48単位（前後期各24単位）を上限としており、適切な履修登録の設定を行っている。また、CAP制導入に伴い、履修ガイダンスにおいても事前・事後学習の時間が十分に確保できるように、余裕を持った時間割を組むように指導している。

＜シラバスについて＞

平成25（2013）年度にWEBシラバスに移行したのを機にシラバスの記載内容の見直しを行った。また、予習・復習についても記載しており学生の授業外学習を促すように変更した。主な記載項目は、「テーマ」「授業概要」「到達目標」「7つの能力との関連」「授業方法（グループワ

ーク・プレゼンテーションなど)「評価方法」「評価基準」「授業計画(スケジュール)」「予習・復習について」となっている。シラバス作成の過程においては学科方針とシラバス内容の整合性を確認するため、学科長及び学部長によるチェック機能を設けている。

3-2-④ 教養教育の実施

全学的に提供する教養科目として「創造学習科目」を設定し、教育計画の立案から実施までを担う担当部局として「創造学習センター」を設置している。「創造学習科目」は「学修基礎科目」「芸術教養科目」「キャリア創出科目」の3つに分類し、芸術表現に不可欠な基礎力や教養を身につけるためのさまざまな科目を配置。「表現する」行為の本質を理解し、それをどのように活かしながら現代の社会に関与するのかという、自己と社会の関わりを理解し、構築できるようになることを目指して設計している。

<学修基礎科目>

<創造力>と<人間力>の基盤を形づくる科目として、1年生全員が履修する3科目を設置。学科横断によるワークショップ型の授業を実施している。

<芸術教養科目>

芸術教養科目は、芸術・アートの世界に関わってゆく上で、必要不可欠な教養科目を開講している。日本文化への造詣を深めることを目的とした「日本文化演習」「伝統芸術演習」科目を開講していることも特徴となっている。

<キャリア創出科目>

自分自身のキャリアをイメージし、それを現実に変えていく力を獲得することを目的として、各学年で必要となる科目を開設し、初年次から段階的にキャリア意識を高める科目編成を行っている。語学科目も「キャリア科目」として位置づけ、「学習基礎」の英語科目とは別に、英会話、ビジネス英語等の目的別の科目構成となっている。また、本学の特色となっているPBL(Project Based Learning)型授業である「プロジェクト探究」及び「プロジェクト演習」も「キャリア科目」として位置づけ開講している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業内容・方法の工夫

本学のカリキュラムの特徴として、グループワーク型授業とPBL型授業の導入があげられる。グループワーク型授業を通して、他者と協力をする協調性やコミュニケーション力を身につけ、PBL型授業では、実際の地域や企業が抱える課題を題材とし、芸術による社会課題の解決プロセスを学ぶ内容となっている。

<グループワーク型授業>

学修基礎科目として1年次に「クリエイティブワークショップⅠ」と「クリエイティブワークショップⅡ」を開講している。13学科の枠を越える形でクラス(40人程度×23クラス)を編成し、学科を横断した人間関係の構築の基礎となっている。「クリエイティブワークショッ

「P I」は毎週月曜 3~5 講時で、様々なテーマによるグループワークを行い、他者との協働の中で創作活動の基礎を獲得できるようになっている。さらに「クリエイティブワークショップ II」は、夏季集中科目として開講し、クラス全員で大型作品（ねぶた）の制作を行い、創作活動の醍醐味を体験するとともにコミュニティ作りを体感し、人間力を磨いている。同科目については全学生に履修を義務付けている。

<PBL 型授業>

「キャリア創出科目」として開講されている「プロジェクト探究」及び「プロジェクト演習」は 2 年次から 3 年次に配当される産官学・地域連携による PBL 型の授業となっており、芸術と社会の関係を学び、社会人としての基礎力を身に付ける授業科目となっている。

「プロジェクト探究」で扱うテーマは、企業から仕事として大学に委託されたものや、実際の地域での活動となっており、シミュレーションではなく、リアルワークであることが特徴である。

ファカルティ・デベロップメント

本学では、学生に対して個々の科目の受講だけではなく、学習の PDCA サイクルを回すことを入学時より指導している。教員は個々の授業運営の改善はもちろん、履修指導やキャリア指導の能力向上も求められており、全体を通した FD の推進を、「教務委員会」を責任部署として行っている。「教務委員会」では、教育力の向上、授業運営の工夫、履修指導力の向上などそれぞれの領域に対応した組織的な FD 活動を行っている。

<授業運営マニュアル>

平成 26（2014）年度より授業運営の基本的な考え方や、運営事例をまとめた「7つの能力による授業運営マニュアル」を作成し、非常勤講師も含め全教員に配布している。毎年改訂を行い、授業事例や評価方法について記載し、充実をはかっている。

<授業改善アンケート>

学生の授業に対する取り組み姿勢と教員の授業運営に対する評価を行っており、アンケートの全体的な傾向を分析し、具体的に授業改善に活かせるポイントを提示している。科目毎の結果は担当教員にフィードバックし、授業改善に反映するように促している。

「授業改善アンケート」は平成 12（2000）年度より導入し、全ての開講科目において実施のうえ、結果についてはホームページ上で公開している。学科別に特性を分析し、授業運営の改善及びカリキュラムの改善に活用している。

また、2019 年度より、授業アンケートの結果が一定水準に満たない教員に、授業改善計画書の提出と学科長からの指導を義務づけ、最終的には学部長の面談・指導でその方針を確定し、次年度の改善を果たしていく制度を導入した。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度に導入する進路の質的向上を実現するためのカリキュラム改革を行った。主眼としたのは、基礎教育及びキャリア教育のさらなる充実、トップの育成のための高度プロ

グラム、PBL 型教育プログラムの全学科での導入、学生の成果物の質を高める工房機能の拡充である。

次の段階として、芸術学部及び芸術研究科の双方において、カリキュラムの中に位置づけられた各科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みとして「科目ナンバリング制度」の導入を進める。

また、教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学 IR を促進するとともに、カリキュラムの組織的評価を行い、改善活動につなげるための取り組みを外部委員を積極的に取り込む形で実現する。

ファカルティ・デベロップメントにおいては、令和 2（2020）年度より専門の委員会組織を学内に設置し、対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適な FD・SD を、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施していく。

芸術研究科においては、令和 5（2023）年度を目標に三つのポリシー及びそれに基づく教育課程の再編成を行うとともに、進路目標の適切な設定や検証を行っていく。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーを策定し、これを学生の履修方法を記した『学習ガイド』や通信教育課程のホームページ等で明示するとともに、その体系的修得をカリキュラム・ポリシーとして定めている。学士課程、修士課程における教育目標は以下のとおりである。

学士課程

京都芸術大学通信教育部学士課程のカリキュラムは、「創造力」と「人間力」を高めるために、「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「コース（学科）専門教育科目」で構成されています。

- ・総合教育科目では、教養ある市民の備えるべき基本的な知識、視点、リテラシーを学び、他者とのつながりを尊重する力を磨きます。
- ・学部共通専門教育科目では、芸術を学ぶものにとって基盤となる知識、見識、技能を養い、ひとりひとりの生活環境を芸術によって充実させる力を養います。
- ・コース（学科）専門教育科目では、それぞれの分野における専門性を獲得し、旧来の価値観に囚われない芸術的創造を生み出し、世界各所へ送り届ける力を身につけます。

修士課程

修士課程（通信教育）のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーを達成するために「専攻共通科目」「分野特論」「研究指導科目」で構成されています。

- ・専攻共通科目では、社会や自然における芸術の意義についての認識を獲得します。
- ・分野特論では、専門分野に関する知見を深め、研究制作を行うためのさまざまな技能や方法を身につけます。
- ・研究指導科目では、独自性ある研究制作を自律的に遂行し、明瞭な形で呈示する能力を身につけます。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

通信教育課程のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーをもとに策定されており、ディプロマ・ポリシーを達成するために、学士課程では「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「コース（学科）専門教育科目」、修士課程では「専攻共通科目」「分野特論」「研究指導科目」で構成されている。また、学士課程では、それぞれの科目群ごとにカリキュラム・マップを作成し、ディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示し一貫性を明記している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学士課程では、教育目標を達成するための科目群を「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「学科専門教育科目」「コース専門教育科目」に区分し構成している。学科及びコース毎にカリキュラム・ポリシーを実現するためのカリキュラム・マップを作成し、それに基づいて科目設計を行い、「代表教授会」にて確認と共有を行っている。

修士課程では、芸術環境専攻に配置される「専攻共通科目」のほか、所属する領域に応じた「分野特論科目」、修了研究や修了制作のための「演習科目・研究科目」を配置して学位取得までの学びを体系化している。

図表 学部・研究科の科目群構成

通信教育部 芸術学部	総合教育科目	知識や教養を深めるための科目群。	
	専門教育科目	学部共通専門教育科目	全学科の学生に開講されている専門教養に関する科目群。専門領域に必要な科目を選択して履修する。
		学科専門教育科目	芸術学科および芸術教養学科にて開設している科目群。所属学科における専門的知識を修得する。
	コース専門教育科目	より実践的な専門性の高い科目群。所属コースにおける専門的知識・技法等を修得する。	
芸術研究科 (通信教育)	専攻共通科目	[特論] 芸術制作と地域の関わりを多角的に考察し、地域における芸術活動の実例考察を通じて、地域における芸術実践の方法論を学ぶ。 [原論] 研究を進める上での柱となる芸術環境の概念について、その基底となる考え方を学び、各自の具体的な研究・制作活動への起点とする。	
	分野特論科目	専門的視点に特化した講義科目として開設。研究・制作の背景となる思想および批評精神の涵養を図る。	
	演習科目	1年次配当の必修科目。各自の研究・制作内容の進化を図る。	

芸術研究科 (通信教育)	研究科目	2 年次配当の必修科目。1 年次から継続した研究指導を行うとともに、修士論文等に必要な研究、表現手法を確立する。
-----------------	------	----------------------------------------------------------

学士課程及び修士課程ともに、印刷教材等による授業、面接授業、インターネットを利用した授業を併用している。またそれに加えて特別講義等、様々な課外の学習機会を設けている。各授業方法は以下のとおりである。

<印刷教材等による授業>

本学では「テキスト科目」と称し、添削指導にあたる教員のほか、その運営担当として専従の職員 11 人を配置している。「テキスト科目」ではレポートに加え、作品制作も課題として設定されており、その添削のための施設（通信教育課程専用の研究室・添削室）に、複写や撮影のための機材を整備している。

令和元（2019）年度は 21,448 件のレポートおよび課題作品の提出があり、その添削指導を延べ 495 人の教員が担当した。添削指導に際してはひとつの科目に複数の教員が関わることから、各科目に科目責任者となる教員を配し、指導方法や評価基準の共有のための統括の役割を担っている。

<面接授業>

本学では面接授業を「スクーリング科目」と称し、芸術分野の通信教育であるため、少人数の演習科目を中心としている。開講に当っては、同一科目を複数回分散させて年間を通じ開講することにより学生の選択肢を増やし、また、土曜日、日曜日を活用した日程とすることによって、社会人学生の利便性を高めている。

<メディアを利用した授業>（インターネットによる授業を含む）

通信教育課程においては、メディアを利用した授業として主にインターネットによる授業を開講している。平成 14（2002）年度から一部の科目で取り組み始め、平成 25（2013）年度にはインターネット上の学修のみで卒業までの科目すべてを履修できる芸術教養学科を開設した。

NHK エデュケーショナルと共同開発した動画教材の提供、学生専用の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の開発等、インターネットを通じた学習に必要な不可欠なコミュニケーションの円滑化や学習スキームの定着を目指し、「airU（エアアー・ユー）」という通信教育部学習用 WEB サイトを独自に開発し運営している。

平成 27（2015）年度からは、芸術教養学科以外の全ての学生に対しても「airU」上で学習できる環境を提供し、すべての通信教育課程に在籍している学生がインターネットによる授業を受講することが可能となっている。また、一部のコースにおいて、Web 会議ソフト「ZOOM」を用いたスクーリングを実施している。

科目の履修にあたって、「通信教育部規程」第 17 条にて「1 単位は 45 時間の学修活動」と定めている。具体的な取り組みとしては、指定テキスト（教科書）を配付する、WEB 教材や印刷教材を提供する、指定された設問に解答する、単位修得試験を実施する、事前課題・事後課題

を設定する等のステップを組み合わせ、シラバスにて明示することで、学修活動の具体的な内容を示している。

3-2-④ 教養教育の実施

通信教育部芸術学部において、教養教育科目を該当する「総合教育科目」を開講し、知識や教養を深めるための科目群として以下の3つのカテゴリーを用意している。

- ・ 自律的な市民として必要な表現能力や考え方を学ぶ
- ・ さまざまな学問分野の概要を学ぶ
- ・ 人が暮らす場所のあり方を学ぶ

上記の科目を運営するため「共通科目研究室」を置き、責任者を定め、教職員を配置して体制を整備している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

通信教育課程に「FD委員会」を設置し、独自のFD活動を実施している。通信教育課程の学習指導に適した教員の資質・能力向上のため、FD研修を毎年2回実施している。

平成29(2017)年度より、履修方法をオンラインでもオフラインでも、いつでもどこでも学習が取り組める学習環境とカリキュラム、テキストや教材を整備している。テキストや教材については本学専任教員を中心に従来の紙媒体の教科書や資料だけでなく、動画教材などを多く開発をすすめている。また、Web会議ソフト「Zoom」等を用いたメディア授業の開発と導入を推進していく。芸術研究科(通信教育)においても、年間の面接授業以外にWeb会議ソフト「Zoom」等を用いた遠隔指導の手法を取り入れ、学生との学習機会を設けていく。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

現在の方法を維持するとともに、教育課程の体系的編成については年度ごとに見直しを実施していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

通学課程

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

平成26(2014)年度からのカリキュラム改革において、教育目標の達成指標を、進路決定率((就職者+進学者)/卒業者))と定め、数値目標を90%とした。

「代表教授会」及び「教務委員会」において、「進路決定状況」、「進路活動状況」、「進路決

定と各種指標（GPA、プロジェクト参加等）との関係」、「学籍異動／離籍状況」、「授業改善アンケート結果」、「成績分布」、「学生生活実態アンケート結果」等を報告し、様々な観点から学修成果の達成状況を点検・評価している。

また、平成 27（2015）年度より「卒業時アンケート」を実施している。入学の動機が 4 年間の学修を経て卒業時どのように変化したのか、学修成果を示す資料として「代表教授会」で報告し、各学科の教育計画に活用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

点検・評価指標の中で重要指標となる「進路決定状況」「離籍状況」「授業改善アンケート」「卒業時アンケート」の結果をもとに、単年度結果と前年度からの改善結果を「学長会」及び「代表教授会」で共有し、次年度の教育計画の方針策定を学部長が行っている。

教育目標を具現化する各学科の教育計画及び全学的な教育プログラムの履行状況については、副学長、学部長等の教学執行部と教務部長で構成する「学部長会議」において半期毎に点検を行った。達成状況の進捗チェックを行い、必要に応じて対象学科や担当部署へ課題点のフィードバック、改善への指摘を行うなど、達成へ向けた全学的な点検・支援体制を構築している。

令和元（2019）年度卒業生の進路決定率は 89.9%であり、前年は 92.4%、前々年は 91.5%と推移している。

芸術研究科では、「授業改善アンケート」の結果を受け、「研究科委員会」での共有と改善へ向けたフィードバックを行い、指導教員の授業運営・院生指導への反映及び次年度の教育計画策定へ繋げている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度より、学生個々の持つ資質及び能力を客観的に測定・調査する手法として外部アセスメントテスト「PROG」を導入している。在学中に 1 年次と 3 年次の 2 回アセスメントテストを受験することで、各指標がどの程度伸長したのかを定量的に測定し、学生にフィードバックするとともに教育課程の改善活動に活用する。

また、新たに学修ポートフォリオ・システムを 2021 年度に導入することを検討しており、ディプロマ・ポリシーの獲得を目標としてセメスターごとにポリシーに定められた各能力の獲得がどの程度進捗しているかを可視化するとともに、卒業時には獲得した能力を示した資料をディプロマ・サプリメントとして全学生に配布できる体制を整備する予定である。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

通信教育課程

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

通信教育課程の学士課程においては、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、在籍率（学籍更新者数（学習・休学）／前年度の在籍者から卒業・年限退学を除いた数）および学生一人当たりの修得単位数を指標としている。入学初年度学生の単位修得状況および在籍 2 年目の学生の単位修得状況及び学籍更新率を教育計画における改善の必須事項として設

定し、経年で継続して実施している 1 年次配当のテキスト科目着手率向上の施策とあわせて、年度ごとに振り返り効果検証を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

通信教育課程では、学生の履修状況、授業アンケート、学籍の更新状況等を各委員等で毎年分析し、「代表教授会」において報告し、教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。それをもとに、学部長ならびに研究科長が、次年度の教育方針を策定している。フィードバックの方法では、BI (Business Intelligence) を活用し、コースごとに、指標となる在籍率（学籍更新者数（学習・休学）／前年度の在籍者から卒業・年限退学を除いた数）および学生一人当たりの修得単位数を共有している。また、テキスト科目においても、四半期ごとの提出データをリアルタイムに共有し、適切なタイミングで学修指導が行えるよう推進している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在の方法を維持するとともに、BI ツールの特性を活かしたフィードバックの方法を、教務委員会にて協議の上、実施していく。

[基準 3 の自己評価]

基準 3 の基準を満たしている。教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ及び学修ガイドブックへの掲載とあわせ、毎年行われるガイダンスにおいて学生に詳しく解説を行っている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、終了認定基準等については、学則において規定するとともに学修ガイドブック・大学院ハンドブックにも掲載し、毎年行われるガイダンスにおいて学生に周知し、GPA・CAP 制を定め厳格な運用を行っている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の担う責務について「学校法人瓜生山学園 管理運営規程」第 13 条において「校務を掌り、これを代表する」ことを明記している。

常任理事会のもと、教学面における大学運営の意思決定機関として「学長会」を置き、学長はその議長を務める。「学長会」は「学校法人瓜生山学園 京都芸術大学学長会に関する規程」において設置の目的を以下のとおり定めている。

学校法人瓜生山学園 京都芸術大学学長会に関する規程より抜粋

(設置目的及び位置づけ)

第 1 条 学長会は、京都芸術大学の建学理念のもと、大学および大学院の将来構想やビジョンを策定し、大学の方向づけを行うことを目的として、常任理事会の下に設置される意思決定機関とする。

また、学長の裁量により、学内の教育改革、研究や社会貢献活動等の推進、学修環境の整備等に措置できる予算として学長予算を設けている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長のリーダーシップを支える体制として、学長の業務執行を補佐するため副学長を置き、「学校法人瓜生山学園管理運営規程」第 14 条において、「副学長は、学長を補佐し、学長の命を受け、校務を掌る」と明示している。副学長は、「京都芸術大学副学長選任規程」に則り 4 名選任しており、通学課程、通信教育課程、社会連携、知的財産をそれぞれに担っている。

それぞれの学科には責任者として学科長を置き、教育計画の策定から授業の実施、学生募集に関わる業務、学生指導といった学科運営を統括するとともに教員の指導管理の役割を担っている。定期的に各学科別の「学科会議」が開かれ、所属する教員が学科運営に対して意見を述べる機会を設けるとともに、「学長会」、「代表教授会」等の各会議体での議決事項がすべての教員に伝達されている。

複数コースを設置している学科においてはコース主任を配置し、学科長のマネジメントを補佐する体制を整えている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学長の意思決定にあたり、通学課程事務局、通信教育課程事務局が必要な教育情報の分析、提供を行っているが、それらを集約して機能強化をはかるため IR 室を設置し、通学課程、通信教育課程それぞれの IR 担当者を配置して随時情報を収集するとともに、必要に応じて意思決定を支援する各種データをタイムリーに提供できる体制を構築している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法、学校教育法施行規則の改正に伴って学則・教授会規程・研究科委員会規程を変更して学長の権限を明示したことにより、リーダーシップが発揮できる体制を整えたが、今後も社会状況の激しい変化の中で、学長の意思決定を支えるため、各会議の役割分担と連携、副学長等の学長の補佐体制の維持に努める。IR 室の中期的な業務計画を策定して整備を進め、学長の意思決定をいっそう支援できる体制を強化する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の学部及び研究科の教員配置については、以下のとおり大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を十分に満たしている。

なお、研究科においては学部教員が兼任し、必要な教員数を確保の上配置している。

学部・学科別設置基準教員数

令和元（2019）年 5 月 1 日現在

学部	学科	収容定員	設置基準教員数	教員数
芸術学部	美術工芸学科	530	9	35
	マンガ学科	182	6	8
	キャラクターデザイン学科	282	7	8
	情報デザイン学科	462	8	23
	プロダクトデザイン学科	162	6	6
	空間演出デザイン学科	202	6	13
	環境デザイン学科	182	6	12
	映画学科	262	7	10
	舞台芸術学科	202	6	5
	文芸表現学科	142	6	6
	アートプロデュース学科	102	6	8
	こども芸術学科	122	6	8
	歴史遺産学科	122	6	9
	創造学習センター	-	-	16
	芸術教養資格支援センター	-	-	5
	芸術学部	-	-	15
	合計	2,954	85	187
芸術研究科	芸術専攻(博士課程)	21	7	0
	芸術専攻(修士課程)	120	7	9
	合計	141	14	9

本学の通信教育部芸術学部及び芸術研究科（通信教育）の教員配置は、次の図表のとおりである。通学課程併設課程である通信教育部芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科、芸術研究科（通信教育）芸術環境専攻においては通学課程との兼務が設置基準上認められている。そのため、通学課程の専任教員のうち 26 人が通信教育課程における教学運営業務を主として担う体制をとっている。ただし、平成 25（2013）年度に設置した芸術教養学科は併設課程ではないため、設置基準を満たす教員数を配置している。

学部	学科	収容定員	設置基準教員数	教員数	通学課程の専任教員のうち 教学運営業務を 主として担う教員
通信教育部芸術学部	芸術学科	750	-	0	7
	美術科	1,150	-	0	11
	デザイン科	1,270	-	0	8
	芸術教養学科	1,380	5	9	0
	合計	4,550	5	9	26
芸術研究科(通信教育)	芸術環境専攻(通信教育)	160	-	13	0
小計		160	0	13	0

専任教員の職位別の年齢構成は、以下のとおりである。

専任教員の年齢構成

令和元（2019）年 5 月 1 日現在

年代	教授	准教授	講師	助教	合計	構成比
70 歳以上	10	0	0	0	10	5%
60-69 歳	52	3	0	0	55	25%
50-59 歳	48	26	0	0	74	34%
40-49 歳	12	27	11	0	50	23%
30-39 歳	0	7	21	1	29	13%
29 歳以下	0	0	0	0	0	0%
合計	122	63	32	1	218	1%

専任教員の任用及び昇任は、「教育職員任用規程」に基づいて行っている。採用にあたっては、公募を原則に広く適任者を求めるものとし、京都芸術大学の理念・目的に沿って、教育研究業績、社会活動実績、教授能力等を総合的に判断している。採用手続きは、求める人材像について学科の意向を尊重しながら「常任理事会」における審議を行い、その後に公募を実施し、書類選考と面接審査で選ばれた候補者について、最終的には理事長面接を経て採用を決定している。

専任教員の昇任については、毎年 1 月～2 月に審査を行っている。審査にあたっては、学科長等からの推薦により、学長、副学長、学部長が協議のうえ候補者案を作成し、「常任理事会」の審議を経て候補者を決定する。その後、後述の「教育活動点検評価」、授業アンケートによる学生評価、過去 3～5 年の教育研究業績をもとに面接審査を行い、その結果をもとに最

最終的には「常任理事会」の審議を経て学長の承認のもと決定している。大学院を担当する教員の選定にあたっては、「大学院教員審査会」において審査を実施している。

通学課程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

学部長が選任するメンバーで構成された「教務委員会」を責任部署とし、教育力の向上、授業運営の工夫、履修指導力の向上などそれぞれの領域に対応したFD活動を推進している。

教育内容・方法等の改善については、学生へ「授業改善アンケート」を実施し、結果を代表教授会に共有している。学生の授業評価平均は、前期3.63点、後期3.68点(4.0満点)と高い評価を得ているが、令和元(2019)年度からは、評価点の低い授業については「授業改善計画書」を作成し、学科長・学部長と担当教員の面談を行うなど、組織的な改善活動にも取り組んでいる。

他にも、新任教員を対象とした導入研修、シラバス作成のための研修、また、副学長・学部長主導によるカリキュラム研修、さらには学生を交えた授業内容・環境改善のためのFD研修など、教育改善活動のPDCAサイクルを効果的にまわすための各種研修を実施した。

また、平成27(2015)年度からは、教員自身の専門性の向上や海外の教育現場視察を目的として、教員の海外研修制度「IFD(International Faculty Development)」を設け、令和元(2019)年度は3名の教員の海外派遣を行った。

通信教育課程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

通信教育課程に「FD委員会」を設置し、独自のFD活動を実施している。委員会では前年度の学習支援及び授業支援の実施状況を、教務編・学生支援編・研究室運営編の3項目立てで報告書を作成し、教員の資質・能力向上改善への基礎資料として活用している。報告書から抽出された教員の資質・能力向上に必要な研修を毎年8月と3月に実施しているほか、通学課程のFD研修にも通信教育課程が参加する取り組みも行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

通学課程

「授業改善計画書」等の改善活動だけでなく、教員顕彰制度など、グッドプラクティスの共有も同時に推進する必要がある。また、これまで実施してきたFD研修を、組織(マクロ)・カリキュラム(ミドル)・授業(ミクロ)レベルに整理し、教員が必要な能力開発に主体的に取り組めるよう、プログラムの体系化を図りたい。

今後は、遠隔授業内容・方法の工夫・開発も急務となる。遠隔授業においても、教育の質を保てるよう、組織的なFD活動を推進していく。

通信教育課程

通信教育課程では、印刷教材による授業やメディア利用による授業など、学生指導が対面ではなく遠隔で行われる授業も存在する。また、完全遠隔型のコースも開設しており、通常の面接授業を前提としたFDだけでは、教員の資質・能力向上の支援は十分とはいえない。今後は、遠隔指導におけるFDについても継続して取り組み、その充実をはかることを目指す。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学を取り巻く社会環境の変化、学生ニーズの多様化や質的变化等、大学経営をめぐる課題の高度化、複雑化に対応できる事務職員の育成をめざし、平成28(2016)年に職員人事制度の策定を行い、平成29(2017)年4月より運用を開始している。

職員人事制度では、学園の事務職員として重視すべき思考や行動、姿勢、能力を備えた人材像に近づいていくためのキャリアステップの道筋、段階を、役割等級として明示している。そして、役割等級ごとに求められる業務遂行基準や能力・行動基準を定めることにより、職員各人が自分の配置等級で期待される役割を認識、理解したうえで、上位等級への役割拡大をめざした資質、能力の向上、育成指導をはかっている。主たる取り組みとしては以下の2点となる。

- ① 業務を通じた資質、能力の向上：役割等級基準に基づく目標管理制度の運用プロセス（目標設定～期末評価、フィードバック）を通じたPDCAサイクルによる資質、能力の向上
- ② 研修を通じた資質、能力の向上：役割等級基準に基づくoffJT研修を通じた「実践スキル、知識修得」、および「建学理念・組織理解、コミュニケーション醸成」を目的とした内製化研修による資質、能力の向上

offJT研修は、平成26(2014)年度から整備を進めてきており、平成28(2016)年には、教職協働を前提に教職員全員を対象とした「学校法人瓜生山学園職員研修規程」を制定した。あわせて「学園が計画する研修」「部署が計画する研修」「個人が計画する研修」として体系的に組み立て、研修を計画的、効果的かつ継続的に受講できる基盤強化をはかってきている。

また、令和2年度(2019年度)は、offJT研修の受講報告を学内グループウェアにおいて公開していくシステムを構築、研修受講成果を全教職員で共有していくことにより、大学職員としての新たな知見を拓くために能動的に学び続ける姿勢を組織的に推奨する環境整備を行った。

このような取り組みの結果、令和元年度(2019年度)の研修受講者数は、延べ369人であった(職員数/専任職員108人、嘱託職員数87人 計195人 令和2年(2019)年5月1日現在)。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

役割等級と上位方針に基づく目標管理制度を主軸に置く職員人事制度の運用並びに offJT 研修のさらなる充実により、職員の資質・能力の向上をはかる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では「京都芸術大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」「京都芸術大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規則」により運営・管理に係る責任者、委員会として、最高管理責任者、統括責任者、部局責任者、研究倫理責任者、コンプライアンス委員会を置き、公正な研究を推進している。

また、専任教員（教授・准教授・講師・助教）の研究環境については、学科研究室にパソコンおよびネットワーク環境、机、書架などの備品を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

京都芸術大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学省ホームページ」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、「京都芸術大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規則」を定め、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えるとともに、競争的資金等の適正な取扱いのために必要な施策の推進に努め、研究者をはじめ本学構成員が一体となったコンプライアンス体制の構築を進めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員（教授・准教授・講師・助教）が行う個人研究・制作を促進する目的の個人研究費として一人あたり 30 万円を「学校法人瓜生山学園 個人研究費使用基準」に基づき、「個人研究執行計画書」で申請した研究・制作活動に要する費用に使用できる。

また、特別研究費は、「京都芸術大学特別研究費運用規定」に基づき、京都芸術大学に勤務する教職員の研究、教育及び創作活動の量及び質的拡大・育成を促すこと、教職員の資質の向上を計ることを目的とし、申請し採択された研究活動 1 件につき、100 万円の範囲内で特別研究費を交付している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

舞台芸術研究センターでは「運営会議」における議論を基に研究環境の整備計画を立て、外部資金導入のための継続した努力を行っている。令和元（2019）年度は「科学研究費補助金・基盤研究(A)」や文化庁「劇場・音楽堂等機能強化事業」に採択されている。2020～2022 年度も「科学研究費補助金・基盤研究(A)」に引き続き採択されており、今後も文化庁「劇場・音楽堂等機能強化事業」や芸術文化振興費補助金など外部資金獲得の努力を継続して行っていく。

[基準 4 の自己評価]

基準 4 の基準を満たしている。教学マネジメントの機能性については、教学面における大学運営の意思決定機関として「学長会」を置き、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備されている。学長を補佐する体制として、教学運営上の執行責任を担う担当副学長を複数名配置し、執行と責任を明確にしている。

教学マネジメントの構築について、アセスメント・ポリシーに定める学修成果の可視化に関する項目等の分析（教学 IR）を推進し、課題の抽出から次年度への改善というサイクルを確立している。

教員の配置・職能開発については、大学設置基準で定められた必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任等においては、規程を定め本学の理念・目的に沿って総合的に判断している。

FD 等による教育内容・方法等の改善の工夫・職能開発については、教授法の開発・指導力の開発など、組織的かつ体系的な研修を計画し実行している。

職員の研修については、資質・能力向上を目的に、外部機関との連携とあわせ各部署にて必要な研修を企画・運営している。

研究支援については、法令を踏まえたガイドライン・規程を整備し、厳格に運用しており、研究の支援として個人研究費を配分するなどの支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 3 条にて「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定め、第 4 条ではその目的を実現するために設置する学校について明示している。さらに、経営に責任を持つ役員及び「理事会」については第 5 条から第 17 条において役員の定数、選

任手続、任期及び職務並びに「理事会」の設置等に関する事項を、「評議員会」については第 18 条から第 24 条にかけて設置、諮問機能、意見具申、構成員の任期及び選任手続等に関する事項を規定している。

学校運営に関する基本規則である「京都芸術大学学則」及び「京都芸術大学大学院学則」によって本法人が設置する学校の運営に関わる基本事項を定めている。

また「学校法人瓜生山学園就業規則」において服務規律を定めて規律ある公正な職務を教職員に求めるとともに、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」「学校法人瓜生山学園セクシュアルハラスメント等の防止に関する規程」「学校法人瓜生山学園特定個人情報等取扱規程」等を定め、経営の規律と誠実性の維持について表明している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、寄附行為に基づき「理事会」が、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、法人運営に係る重要事項の審議を通じて適正に行うことにより、本法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。また、教育部門及び事務部門では教育計画方針及び事務局重点課題に沿って毎年度の事業計画及び予算案を作成しているほか、中期計画を策定し、計画的かつ戦略的な事業遂行に努めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全

京都市地球温暖化対策条例に従って、平成 27（2015）年に「特定非営利法人 KES 環境機構」による環境マネジメントシステムを導入し、①省エネルギー、②紙ごみ分別の徹底、③各部署デスク周りの清掃、を環境管理重点テーマとして環境保全活動に取り組んでいる。

人権

「学校法人瓜生山学園セクシュアルハラスメント等の防止に関する規程」を定め、ハラスメントなど学生、教職員の間関係問題に対処する組織として「人間関係委員会」を設け、教職員によるハラスメント相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整えている。また、ハラスメントへの対応についてリーフレットやハラスメント研修を通じて教職員に周知徹底するとともに、学生手帳にハラスメント相談の手引きを掲載し、全学生に配布している。

安全への配慮

「学校法人瓜生山学園危機管理規程」及び、「学園危機管理基本マニュアル」を整備し、物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理、震災対策について定めている。防火管理については、施設課長を防火管理者とし、予防、消火、通報、避難についての組織的な対応をはかっている。平成 28（2016）年から消防署の協力のもと、教職員による通報、消火、避難等の訓練を実施している。災害時に対応できる備蓄倉庫を設け、飲料水、食料、簡易トイレや災害用毛布等の災害備蓄に取り組んでいる。

安全管理については、巡回警備を実施するとともに、教職員には、目視できる位置に ID カードを着用することを義務付け、学生には、不審者や不審物等の異常を発見した場合には教職員に通報するよう周知している。不審者進入抑止のため、校舎の入り口に監視カメラを設置し

ている。学内に複数の工房があり工作機械等が設置されているため、学生及び教職員に対して安全講習を実施し、安全管理に努めている。教職員を対象に AED（自動体外式除細動器）の取り扱い等を学ぶ救命講習を実施している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営情報についてはこれまでどおりホームページ等を通じて積極的に公表を行っていくとともに、法令の改正などに留意し経営の規律と誠実性の維持に努める。災害に備え、学生を含めた防災訓練の実施を計画する。また、全学生数の 3 分の 1 に相当する 1,333 人が学内で 3 日間程度避難生活を送ることが可能となるよう、災害備蓄の整備を 5 年計画で準備し、令和元（2019）年度では 1,066 名分を確保整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

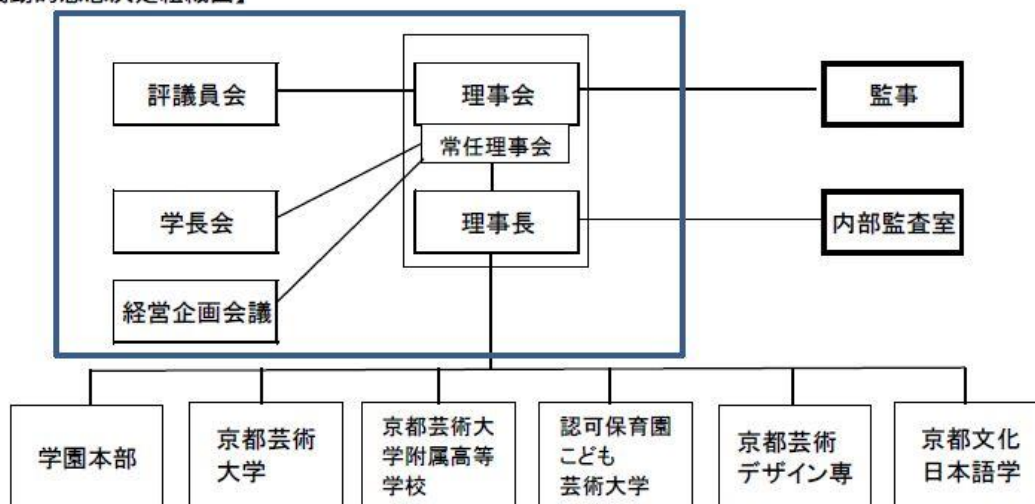
(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人 瓜生山学園

【機動的な意思決定組織図】



常任理事会	学校法人瓜生山学園寄附行為施行細則常任理事会規程	月1回開催
経営企画会議	学校法人瓜生山学園 経営企画会議に関する規程	毎週開催
学長会	学校法人瓜生山学園 京都芸術大学学長会に関する規程	毎週開催

本学園の最高意思決定機関である「理事会」のもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し法人部門・教学部門の機動的な運営がなされる体制をとっている。「理事会」は、定例理事会のほか必要に応じ臨時理事会を開催しており、令和元（2019 年度）は 7 回の「理事会」を開催した。理事の選任は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 6 条、理事長、常務理事の選任は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 5 条に従って行われている。

業務を執行する常務理事1人、教学運営面で理事長を補佐する常務理事1人を置いているほか、理事長の命を受けて財務に関する業務を執行する財務担当理事や教育改革に関する業務を執行する理事を選任している。前述7回の「理事会」の出席状況の平均は88.3%であった。

法人の日常の業務については「常任理事会」を設置し月例で審議を行い、法人運営の円滑化と業務執行の迅速化をはかっている。「常任理事会」は、理事長、学長のほか常勤の理事で構成されており、学部長、研究科長の教学組織の各責任者、及び事務局長が出席している。

また、「常任理事会」の意思決定を円滑に行うために、「学校法人瓜生山学園京都芸術大学学長会に関する規程」に則り、「学長会」が設置されている。「学長会」は、大学の将来構想やビジョンを策定し、大学の方向づけを行うことを目的として週例で開催し、議長を務める学長が最終的な意思決定を行っている。大学運営の重要事項について審議及び協議を行い、教学に関する諸課題について検討した結果、必要に応じて「理事会」や「常任理事会」への提案を行っている。

法人部門では、理事長、常務理事並びに大学事務局長、通信教育部事務局長等の主要な役職者が週1回定期的に集まり、法人の事業計画や予算ほか学園の経営に関する重要事項の検討を行う「経営企画会議」を設置している。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

戦略的意思決定のための体制は、「常任理事会」のもと法人組織と教育組織とが連携しながら機動力を発揮している。その実効性をいっそう高めていくためには、決定事項の学内における伝達が迅速に行われるとともに、現場の意見や情報が意思決定の場に適切に届く必要がある。そのため、審議および協議の結果の迅速な取りまとめと、伝達および意見のフィードバックの道筋の明確化をはかっていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「理事会」においては、学長以下2人の大学教員が理事に含まれており、教学の観点からも十分な審議を行っている。法人の日常的な意思決定を行う「常任理事会」には、理事長、学長等の常勤の理事に加えて学部長、研究科長が構成員として出席している。「常任理事会」のもとに設置されている「学長会」には、理事長、常務理事、事務局長が構成員として出席している。

また、「常任理事会」、「学長会」とともに、必要に応じて関係教職員を同席させ意見を述べさせることができることとなっており、理事、教員、職員相互の意思疎通がはかられ、管理部門と教学部門の間の密なコミュニケーションのもとに意思決定が行われている。

さらに年度当初と後期初めの毎年2回、大学の教職員全員が出席する「教職員総会」を開催し、基本方針及び重要事項の共有を図っている。

教職員個々からの提案をくみあげる仕組みについては、教員人事制度、職員人事制度を導入し担当上長との One on One 面談の場を定期的に設定し、提案・意見を確認している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は「学校法人瓜生山学園寄付行為」第7条に従い2名を選任しており、職員及び評議員を兼職している監事はいない。監事は、「理事会」及び「常任理事会」に常に出席し、業務監査を行っている。

監事2名のうち1名においては定例監査を月1回実施する事としており、報告書提出・報告会の開催も同時に行われている。

監事の令和元（2019）年度「理事会」「評議員会」への出席率は100%であり、各会議において適切な意見進言がなされており、決算を行うにあたり学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査し、「理事会」及び「評議員会」にて監査結果報告を行い監査報告書の提出がされている。

また、内部監査室を設置し、法令および本学諸規程に従い、適正に執行されているか否かについて監査する業務監査を行っている。

評議員は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第22条に従って選任している。令和元（2019）年度は4回の「評議員会」を開催し、「学校法人瓜生山学園寄附行為」20条に定める諮問事項について審議を行ったほか、学長、副学長、学部長、研究科長を「理事会」において選任する際に、「評議員会」に諮問することを各選任規程に定めている。令和元（2019）年度の「評議員会」の平均出席率は79.3%である。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

学園中期計画に基づく年度計画の進捗管理を、適切に行っていく。監事、会計監査人、内部監査室の連携をはかり監査機能の強化に努め、今後も適切にガバナンス体制を機能させていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の令和元（2019）年度の財務状態は、人件費比率36.6%（平成30（2018）年度全国大学法人平均（医療系法人除く）53.0%以下同じ）や事業活動収支差額比率22.2%（4.6%）、経常収支差額比率22.9%（4.5%）など、事業活動収支計算書関係比率が全国大学法人平均（医療系法人除く）と比較して良好な水準にある一方、特定資産構成比率17.5%（22.2%）や純資

産構成比率 77.4% (87.8%)、総負債比率 22.6% (12.2%) など貸借対照表関係比率が低い水準にある。このことから、平成 29 (2017) 年度から 5 カ年の学校法人瓜生山学園中期計画において、特定資産を 100 億円とすることを目標として掲げ、平成 27 (2015) 年度には退職給与引当特定資産保有率 100%とし、令和元 (2019) 年度末には特定資産の残高を約 70 億円とした。

また、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度の 5 カ年間に、施設設備に約 92 億円投資し、借入金残高は 11 億円減少させている。なお、この間に設備投資見合いの資金調達を実施しているが、支払資金の平準化を目的としたものであり、かつ低廉な調達金利水準であることから適切なものと判断している。

平成 27 (2015) 年度より、定期預金に加え債権など金融資産を取得し資産運用に取り組んでいる。資産運用に当っては「学校法人瓜生山学園資産運用規程」、および各年度に理事会で決議している「資産運用管理方針細則」に則り安全性を確保しながら商品選定を行っている。

外部資金の獲得については、令和元 (2019) 年度は受託事業収入 180 百万円や、科研費 43 件 48 百万円、文化庁「劇場・音楽堂等機能強化事業」19 百万円に採択されるなど、継続した努力を行っている。

以上により、中期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支バランスの確保のため、予算編成においては毎年度財務担当理事より「予算編成方針」が示され、各部署においてはその方針に則り予算を策定している。また、予算執行においても 100 万円以上は相見積りの上事前の稟議決済を義務付けるなど厳格に管理し、結果として比較的良好な水準の収支バランスが確保できている。また、安定した財務基盤の確立には収入の多くを占める学生生徒納付金の維持、増加が不可欠である。その為通学課程芸術学部においては平成 30 (2018) 年度に収容定員増を実施、通信教育部芸術学部においては令和元 (2019) 年度に新コースを開設するなどの取り組みを行っている。以上により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現させている。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 29 (2017) 年度からの 5 カ年中期計画において、教育活動収入を 100 億円に増加させ (平成 30 (2018) 年度達成)、収支差額水準を維持しながら、校舎の建て替えやキャンパス整備など施設設備投資を実施し、令和 3 (2021) 年度末に特定資産を 100 億円とすることを目標とし、教育改革を支える財務体質と規律ある財務運営とをバランスさせ、財務体質を強化する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人瓜生山学園経理規程」、経理処理に関するマニュアルである「経理課からのお知らせ」、教員の研究費使用に関するマニュアルである「個人研究費使用基準」等の学内諸規定等に基づき適切に行っている。

予算策定では「事務局重点課題」、「事業計画書の策定にあたって」、「次年度事業計画および予算書提出について」に則り、各部署が大学全体の事業計画に沿った業務計画を立案し、その計画を実施するために必要な予算要望書を提出している。全部署の予算要望書をもとに大学全体の収入見込み等を勘案して全体を精査し、理事会及び評議員会で次年度の事業計画と予算の承認を経て予算配分を行っている。

予算執行は各部署の担当者が起票し所属長が精査するが、執行予定額が 30 万円以上となる場合は財務担当理事、100 万円以上となる場合は財務担当理事及び理事長の事前決裁を条件としている。

また、経常的な経費支出を除き、100 万円以上となる予算執行は、事前稟議決裁事項とし 3 社相見積りの提出を求めている。各部署が行う会計処理の内容に疑義が生じた場合は、経理課及び各決裁者が各部署担当者や所属長への確認を随時行っている。

予算との乖離や事業計画段階で当初予定していなかった新規案件が生じた場合は、各部署が稟議書を提出することを必須としている。予備費の範囲であれば理事長決裁とし、予備費を超える事案については補正予算を編成し、理事会及び評議員会の承認を得ている。

会計処理に関する不明点が生じた場合は、監査法人や税理士に相談、確認のうえ適宜修正、改善を行うことにより、会計処理の適正化に日々努めている。加えて、経理課の全職員を会計関連の研修会に年に 1 回以上派遣し、各経理課員及び経理課全体での専門知識の習得や向上にも努めている。

以上のことから、本学では会計処理を適正に行っていると判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、三大監査法人の一つ、新日本有限責任監査法人が独自に作成した監査の年間計画に基づき、通年で定期的に会計監査を受けている。毎年会計監査の開始時には、理事者と監査法人とで、大学を取り巻く社会情勢、大学の経営状況、財務状況、当該年度の重要案件、内部統制等について意見交換、情報共有を行っている。

会計監査では、会計帳簿、会計データ、通帳、現預金、各関連証憑、理事会議事録、稟議書管理簿、その他監査法人が随時指定する資料を提示している。令和元（2019）年度は年間で 29 日間、計 892 時間の監査を受けた。監査法人による指摘や指導を受けた場合は、各部署や各担当者と状況確認を行い、適正に改善、修正等を行っている。一年間の会計監査が終了した際には、理事者が監査法人から監査結果について直接説明を受け、監査報告書を受領している。

監事による監査では、監事の補佐役として経理課員以外の担当者を配置し、監事監査の協力体制を整えたうえで毎月定期的に行っている。監事は、監査法人の会計監査時に随時面談し、会計監査について意見交換、情報共有を行っている。平成 28（2016）年度からは内部監査規程を整備し、内部監査を実施している。

以上のことから、本学では会計監査を整備し、厳正に実施していると判断している。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

平成28（2016）年度より内部監査室を設置し、監査法人、監事、及び内部監査室による三様監査を毎年行っている。この体制を維持し、厳格に運用することで会計監査を厳正に実施していく。

【基準5の自己評価】

法人と大学においては法令を遵守し適正な組織運営を行っており、学校法人の最高意思決定機関である「理事会」も寄附行為等の規程に従って適正に運営されている。また、「評議員会」や監事も適切に機能しており、各運営機関の相互チェックによるガバナンスも有効に機能している。

法人の財務状況については、事業活動収支計算書関係の財務比率は良好な水準にある一方で、貸借対照表関係の財務比率の水準は低くなっているが、特定資産の積み増しと借入金残高の減少によりストックの改善が順調に進んでいる。なお、財務情報については、教育情報と併せて法令に基づいて適正に公開している。

また、会計については「学校法人会計基準」に基づいて適正に処理しており、監査法人、監事、内部監査室による厳正な監査を実施している。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学学則第1条第4項において「本学は前項の目的を達成するために、教育研究活動等の状況についての点検および評価を行う。」と規定している。

また、「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」を定め、大学運営における「教育計画」「事務局事業計画」「教育活動点検・評価」「大学機関別認証評価受審」のそれぞれについて内部質保証体制を以下の通り規定している。

「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」より抜粋

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 教育計画の自己点検・評価は、学長会のもと行うものとする。</p> <p>(2) 事務局事業計画の自己点検・評価は、経営企画会議のもと行うものとする。</p> <p>(3) 教員の教育活動点検・評価は、学長のもとに設置される教育活動点検評価委員会により行うものとする。</p> <p>(4) 大学機関別認証評価受審にあたっては自己点検・評価委員会を実施・運営主体として全学的な活動を総括するものとする。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

年度ごとに大学機関別認証評価の基準に準じた形式で自己点検・評価報告書の作成をするものとしている。自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、副学長（通学課程担当、通信教育課程担当、知的財産担当、大学院および学生部担当）、学部長、通信教育部長、研究科長の他、通学課程及び通信教育課程で部長職を担当する教員及び事務局関係部門の部門長、関係課課長によって構成されている。

各部門の業務及び会計の運用についてチェックを行い、適正化及び効率化を行うための組織として、理事長のもとに内部監査室を設置し、各種法令および「学校法人瓜生山学園内部監査規程」に基づき各年度ごと監査を行い、理事長及び幹事に報告するとともに必要に応じて被監査対象部門・部署の長に改善措置を指示命令している。

監事は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第3条に従って2人を選任しており、職員及び評議員を兼職している監事はいない。監事は、「理事会」及び「常任理事会」に出席し、業務監査を行っている。また、毎年決算を行うにあたり、学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査し、「理事会」及び「評議員会」にてその監査結果を報告している。

評議員は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第21条に従って選任している。令和元（2019）年度は4回の「評議員会」を開催し、「学校法人瓜生山学園寄附行為」19条に定める諮問事項について審議を行ったほか、学長、副学長、学部長、研究科長を「理事会」において選任する際に、「評議員会」に諮問することを各選任規程に定めている。

内部質保証システムが適切に機能するためのコンプライアンスについては、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」において関係法令や学内諸規定の遵守について定め、理事長を最高責任者として厳密な運用を行っている。コンプライアンスに違反する事実の通報と通報者の保護を図るための規程として「学校法人瓜生山学園 公益通報者の保護に関する規程」を定め、法人事務総局長が統括責任者の役割を担っている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

理事長・学長がリーダーシップを発揮することができる体制を維持し、年度計画の策定プロセスを通じたボトムアップとのバランスをはかることにより、実効性のある法人運営に努める。学園中期計画に基づく年度計画の進捗管理を、適切に行っていく。監事、会計監査人、内部監査室の連携をはかり監査機能の強化に努め、今後も適切にガバナンス体制を機能させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」において、自己点検・評価の実施計画は以下の通り規定している。

「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」より抜粋

(1) 教育計画

- ・ 学科、専攻毎に前年度の点検・評価を実施し、代表教授会において報告
- ・ 前年度教育活動の点検・評価結果をもとに学長会において次年度方針を決定
- ・ 次年度方針に沿って学科、専攻毎に次年度計画を策定
- ・ 各学科、専攻との面談等を経て学部長、研究科長が次年度計画を承認
- ・ 学園事業計画として取りまとめ、理事会・評議員会にて審議決定

(2) 事務局事業計画

- ・ 部門、部署毎に前年度の点検・評価を実施し、経営企画会議において報告
- ・ 前年度活動の点検・評価結果をもとに経営企画会議での検討を経て常任理事会において次年度方針を決定
- ・ 次年度方針に沿って部門、部署毎に次年度計画を策定
- ・ 各部門、部署との面談等を経て事務局長が次年度計画を承認
- ・ 学園事業計画として取りまとめ、理事会・評議員会にて審議決定

(3) 教育活動点検評価

教育活動点検評価委員会を学長のもとに設置し、別に定めるところにより専任教員の教育・研究活動の点検・評価を行う。

(4) 大学機関別認証評価受審

自己点検・評価委員会により、別に定めるところにより、本学の理念その他全学的な事項の点検・評価の総括を行う。

本学は「京都芸術大学学則第1条3項」及び「大学院学則第1条2項」の規定に基づき「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」を定めており、同規程第2条の各号を基準として組織する実施体制において、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

教育運営の基本となる教育計画は、前年度の教育研究活動の検証を行った上で、「学長会」より毎年8月に提示される次年度方針に則り、学部の学科及び大学院の各専攻において策定される。策定された教育計画は学部長及び研究科長がヒアリングを行った上で承認している。

尚、教育計画の策定のために、「進路状況」「離籍状況」「卒業時アンケート」「授業改善アンケート」など多角的なデータに基づく課題の抽出や各教員の前年度「教育活動点検評価」に基づいた面談結果など様々な情報を活用している。

また、教育計画に示される学科・専攻毎の教育目標（教育目的）は教員の目標設定にも活用され、一体的な運用が行われている。「教育活動点検評価」においては、教員の教育・研究活動の現状を自ら毎年点検・評価し、さらに第三者点検（業績に基づく相互評価及び学科内評価）を活用することにより、これらの質向上をはかり、本学の教育活動全体がさらに充実発展する

ことを目的としている。

事務局においても同様のプロセスを採り、次年度方針に則り、前年度の検証を行った上で、部署毎に次年度事業計画及び予算の策定を行う。各事業計画は予算編成及びその執行とリンクさせることで諸施策の実効性を高めており、部署毎に所属する職員の個人目標に落とし込まれ、個人の成長が大学の発展につながる仕組みを構築している。

各学科及び各専攻、事務局によって策定された次年度計画を総合して、学園全体の次年度事業計画及び予算案が策定され、「理事会」及び「評議員会」で審議決定される。この一連の活動がPDCA サイクルとして機能している

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学運営及び教育の質向上に資する自己点検・評価を実施するためには、PDCA サイクルにおいて機能する十分なデータが必要となる。本学は全学生の入学から卒業までの学習及び学生生活の数値的なデータを収集し、定量的な評価を行っている。一方で定性的な評価も重要であり、必要に応じてアンケートやヒアリングの結果についても分析している。結果検証についてはデータによる分析を重視しており、離籍率や授業改善等、重要項目についての分析結果は「学長会」等で報告されている。

教育計画立案の際の基礎データとしては、「進路状況」「離籍状況」「卒業時アンケート」「授業改善アンケート」など学生の学修状況並びに教育活動などの数値情報を活用し、評価と改善に結びつけている。

また、令和元（2019）年度には本学が行う教育プログラムの検証及び改善を目的に、三つのポリシーに基づき、教育課程レベル、科目レベルにおいて学修成果の評価を行うためのアセスメント・ポリシーを策定した。その結果の分析を通して、教育プログラム・学修支援等の改善に組織的且つ継続的に取り組むことで、教育活動の内部質保証を図っている。

尚、全学的な IR(Institutional Research)機能の充実を目的に「IR 室」が設置（平成 27 年 7 月学長会決議）され、「京都芸術大学 IR 室 規程」に基づき中期的な提言を行う等、ファクト・データの分析・提案による支援を開始している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人全体で取り組むべき事項として、引き続き IR 活動を推進する。各部署が保有するデータを一元的に集約・体系的に管理し、他大学比較も視野に入れた分析体制の構築を段階的に行う。通学課程においては令和元（2019）年度に策定したアセスメント・ポリシーに則った各種アセスメント・データの収集と分析を継続的に実施し、教育活動の点検と改善に活用する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

事務局組織においては各年度に重点課題が提示され、各部署の事業計画にブレイクダウンした上で職員各自の目標管理に展開されている。年度の終了時には個人・部署・部門の各レベルで成果の確認が行われ、次年度への課題を抽出し大学運営の改善に取り組んでいる。

同様に、教員組織においても学部長及び研究科長による各課程の年次方針に則り目標管理が行われ、学科長が各教員の目標を適切に管理することで教育課程の品質向上を目的とした PDCA サイクルの仕組みを確立している。

以上のことから、PDCA サイクルの仕組みについては前述のとおり、恒常的かつ適切に運用が行われており、機能性は確立されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、大学の自己点検・評価について、各部署から収集したデータの分析・活用の体制の整備を進め、IR 機能のさらなる高度化に向け、全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを一層推進する。

[基準 6 の自己評価]

基準 6 の基準を満たしている。内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立については、教育研究活動の点検及び評価を行うことを学則に定め、規程により方針と責任体制を明確化している。

自己点検・評価の実施とその結果の共有については、自己点検評価委員会を設置し、毎年自己点検評価報告書を作成の上、ホームページで学内外に周知している。

IR などを活用した調査・分析については、担当者を置き、アセスメント・ポリシーに定める項目についてアンケート等を用いて定期的に分析を行い、学長会・代表教授会の協議を経て次年度の改善活動に反映させている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 教育力向上を目的とした産学公連携 PBL 型教育カリキュラム

《A-1 の視点》

A-1-① 大学の教育目標（教育目的）との適合性

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、開学の哲学（理念）として、「藝術立国」「京都文藝復興」を掲げ、「社会の变革に役立てる人材の育成」を教育目標に掲げている。また、2021年度に向けた中期計画においては「芸術教育の社会実装による教育力の強化」を掲げ、実践的な産官公連携プロジェクトをテーマとしたPBL型教育プログラムの強化に取り組んでいる。

単位認定の条件に合致したものについて「プロジェクト演習」として実施、その他のものについては、教員、有志学生による「領域横断プロジェクト」「学科プロジェクト」としての実施を行っている。

「プロジェクト演習」は、選択科目でありながら、多くの学生が履修しており（令和元（2019）年度実績 実施プロジェクト 31 件、延べ参加人数 487 人）、芸術学部の教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、①「芸術と社会の関係を学び」、②「社会人として必要な能力を身につける」ことを目標としている。実践的な産学公連携事業やアーティストと共に行う作品制作をテーマとした PBL 型教育プログラムを通じて、ディプロマポリシー「7 つの能力」のうち、「思考力」「行動力」、「コミュニケーション力」を身につけることを目的としている。個別のプロジェクト履修に加え、履修者全員を対象としたキャリアサポートプログラムも実施し、学生のキャリア支援をトータルで行っている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の産学公連携事業は、上記のとおり芸術学部の教育目標及びディプロマ・ポリシーに沿ったプログラムとなっているが、今後は教育目標との適合性を判断する指標を構築、より安定したプロジェクトの運営体制をつくり、教育プログラムへの落とし込みを行う。

A-2. 学生の成長を促す教育プログラムの編成

＜A-2 の視点＞

A-2-① PBL型授業による実践的な教育プログラム

A-2-② 全学的な取り組みと学生をサポートする指導体制

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① PBL型授業による実践的な教育プログラム

企業や自治体等から大学に寄せられる様々な案件から、次の条件を満たした上で、教育的なプログラムとして活動が可能なものを「プロジェクト演習」の対象プロジェクトとして採用し、PBL型授業として運営を行っている。

- ① 社会的な文化活動をテーマとしていること
- ② 学年学科を越えたメンバーによるグループ活動（5人以上）であること
- ③ 40時間以上の活動時間があること

産学公連携事業が目標とする「芸術と社会の関係を学ぶ」ために、企業や自治体からの仕事をカリキュラム化し、実際に社会の中にある課題の解決を目的としている。得られた成果については企業や地域から直接評価を受ける。また、「社会人として必要な能力」を身につけるために、学年・学科を越えたグループ活動を条件としたPBL型授業となっている。これにより、大学の教育プログラムでありながら、実社会における仕事の一端を担うこととなり、学生が実践を通して働くことの意義を学びとることが可能となっている。

実施の決定したプロジェクトに関しては、年2～3回の説明会において公募を行い、選考の上で履修学生を決定する。活動開始後は、週1回の定期ミーティングを基本として、企画、プレゼンテーション、制作、本番・納品となり、多くは半年程度（短くて3ヶ月程度、長いものでは通年）の実施期間である。企業への訪問やフィールドワークの実施、委託企業や自治体の担当者とのミーティングを行う等、学内に留まらない活動が多いのも特徴となっている。「プロジェクト演習」としての単位認定の条件にあてはまらないものについても、学科の授業や有志を募って取り組めるように社会実装推進担当部門がコーディネートを行い、社会実装プロジェクトとして実施、多くの学生に「芸術と社会の関係を学ぶ」機会を提供している。

A-2-② 全学的な取り組みと学生をサポートする指導体制

より多くの学生の産学公連携事業への参加を実現するために、社会実装推進担当部門とプロジェクト演習授業の運営を担う「芸術教養センター」、大学の共通工房を運営する「ウルトラファクトリー」が協働し、指導体制を構築している。

社会実装推進部門では、産学公連携事業に沿ったプロジェクトのコーディネートを目的とした4人の専任職員を配置し、学生がより実践的に学べるようにプロジェクト毎に担当教員をアサイン、連携先との事務対応や教員と学生の協働を促進するサポートを行っている。芸術教養センターはディプロマポリシーに沿ったプロジェクト演習科目の設置を行い、異なる指導分野を持つ複数の教員とともにプロジェクトを遂行。アウトプットのクオリティ担保を図りながら

学生の活動に対する指導を行い、教育効果を高めている。「ウルトラファクトリー」には、専任教員1人、職員2人、テクニカルスタッフ6人を配置。テクニカルスタッフはそれぞれの専門技能指導を担当し、アーティストと学生の協働および技術面のサポートを行っている。

また指導において学生の成長を促すための様々な工夫を行っている。PBL型授業は、成果物である商品提案やイベント実施等が、グループ活動によって行われるため、学生に対しての個別評価が難しいとされている。本学では、①独自の評価指標の構築、②相互評価による「社会人基礎力アセスメント」など自己評価だけではない学生同士の相互評価の導入を行い、本学独自の多角的な評価とフィードバックを行っている。

評価指標については、①プロセスにおける取り組み態度や成長度合い等の個別評価、②リーダーなどの役割分担に応じた組織貢献度、③活動の振り返りとそれに基づく今後の目標設定の3点を指標としている。また、「7つの能力」の「思考力」、「行動力」、「コミュニケーション力」にも対応した指標となっている。

プロジェクトの多くは15~25人程度の少人数によって行われており、前述の独自の評価指標と少人数教育、教職協働体制によって、グループ活動で難しいとされる学生の個別活動評価を可能にしている。また、社会人基礎力に関しては、自己評価のみで行われるアセスメントが多いが、長時間におよぶグループ活動だからこそ実施できる学生間の相互評価を導入している。活動前の自己評価と、活動後の自己評価及び相互評価を行い、グラフ化してフィードバックを行っている。相互評価により自身の強みや弱みをより客観的に知る事が可能になり、プロジェクト終了後の学習に活かすことを目的としている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後はより全学的な取り組みを推進するために、ディプロマポリシーをベースにした教育効果を測定する仕組みを導入し、より教育目標に沿った成果目標設定、指導体制改善を行う。

A-3 社会評価と教育成果

《A-3 の視点》

A-3-① 社会的評価の高い成果物

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 社会評価の高い成果物

産学公連携プロジェクトの成果は、社会的にも高い評価を受けており、数多く商品化・実用化がされ、また、何年にも渡って継続的に受託されているものも多く、特に近年は企業の中核業務に関わるデザイン・開発案件を受託する例も増加している。

例としてUHA味覚糖株式会社とのコラボレーションにおいて、京都をテーマとした愛されるお土産をコンセプトに制作した「あじわいぷっちょ しば漬け味」は空間演出デザイン学科と情報デザイン学科によるプロジェクトで、京都をテーマにお土産の商品開発を行うプロジェクトであり、学生の提案によって京漬物「西利」も共同開発に参画。JR京都駅などの西利直

営店や京都高島屋をはじめとした百貨店、近畿地区のコンビニなどで2019年11月の発売から現在に至るまで販売されている。

また、病院を利用する患者と家族の心をアート・デザインの力で癒すとともに病院で働くスタッフの労働環境を改善することも目指す「ホスピタルアートプロジェクト」は、患者さんやスタッフへのヒアリングと現地調査を丁寧に重ねながら、制作に臨んでおり、令和元（2019）年度に11年目を迎えている。このように産学公連携事業は企業・自治体等からの要請に基づいており、高い継続性は社会からの高い評価の証であるといえる。

商品開発だけでなく、空間演出や地域振興における領域でも、本学のプロジェクト成果の実績を見て、あらたな企業や地域からの依頼に結びつくケースが多く、事例の蓄積によってプロジェクトの運営方法の改善が進み、さらに「仕事」として社会に有益な結果を還元することができるという好循環が生まれている。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

変化する社会状況に対応できる運営体制を構築するために、情報の一元化を行うとともに、プロジェクトの広報活用フロー改善による社会的な認知向上施策の実施。

[基準 A の自己評価]

教育力向上を目的とした産学公連携事業は、知識や技能の習得のみならず、進路決定率の向上にも影響を与えている。こうした事業は教職協働体制や、学生に対する多角的評価とフィードバック手法によって支えられている。このような本学ならではの特徴を活かしながら、変化する社会状況に対応しながら学生への安定的かつ効果的な供給が可能となるように、検証・改善を続けていく。